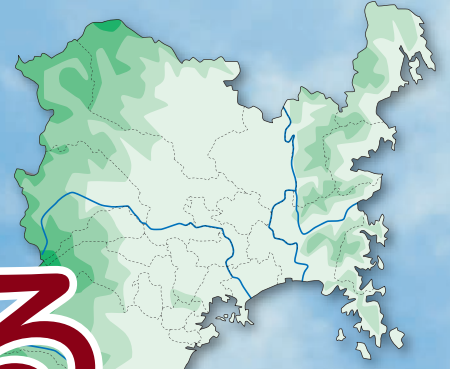


平成27年度決算

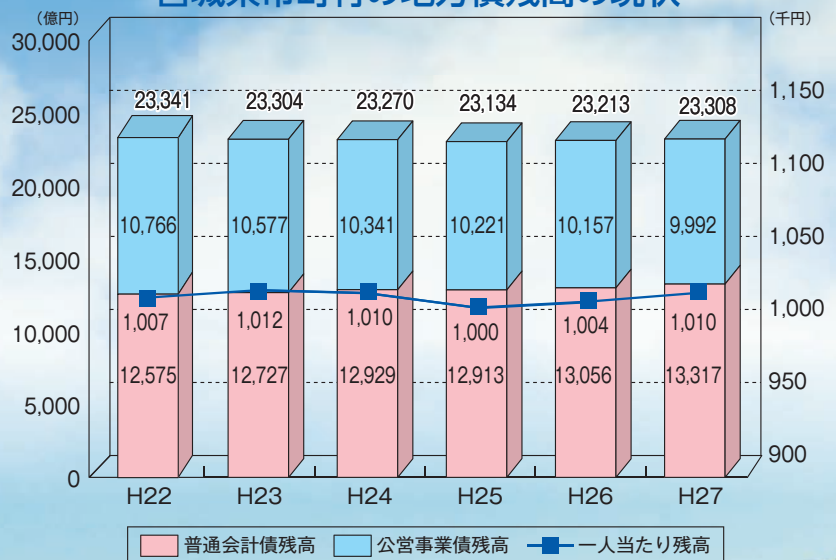


あなたのまちの明日を考える

目で見る 市町村財政

平成29年2月

宮城県市町村の地方債残高の現状



宮城県総務部市町村課

[ホームページアドレス]

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/zaimubunseki.html>

※ホームページからもご覧いただけます。

とくせんじょうさん

徳仙丈山(気仙沼市) 自生するツツジは毎年5月中旬から下旬に見頃を迎えます。

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計	1
1 決算規模・決算収支	1
2 歳入	3
(1) 歳入構造	3
(2) 自主財源と依存財源	5
(3) 市町村税の収入実績	6
(4) 地方交付税の概要	8
3 歳出	10
(1) 歳出構造	10
(2) 経費別決算額の推移	12
4 財政構造	14
(1) 経常収支比率の状況	14
(2) 実質公債費比率の状況	15
(3) 将来負担比率の状況	15
(4) 財政力指数の状況	16
(5) 将来にわたる財政負担の推移	17
5 年度間の財源調整	18
(1) 基金の状況	18
(2) 積立金現在高比率	19
第2章 公営企業会計	20
第3章 地方公共団体財政健全化法	24

第2部 市町村ごとの財政指標

26

◆ 健全化判断比率等算定式

※各表・グラフは端数処理により、合計と一致しない場合があります。
※平成28年10月10日から富谷町は富谷市となりましたが、平成27年度決算は、
移行前のため富谷町となります。

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

平成27年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が1兆9,512億円、歳出が1兆7,297億円で、歳入・歳出ともに減少となりました。このうち、東日本大震災分（復旧・復興事業分及び全国防災事業分の合計。以下、同じ。）は、歳入が9,294億円、歳出が7,611億円となっています。

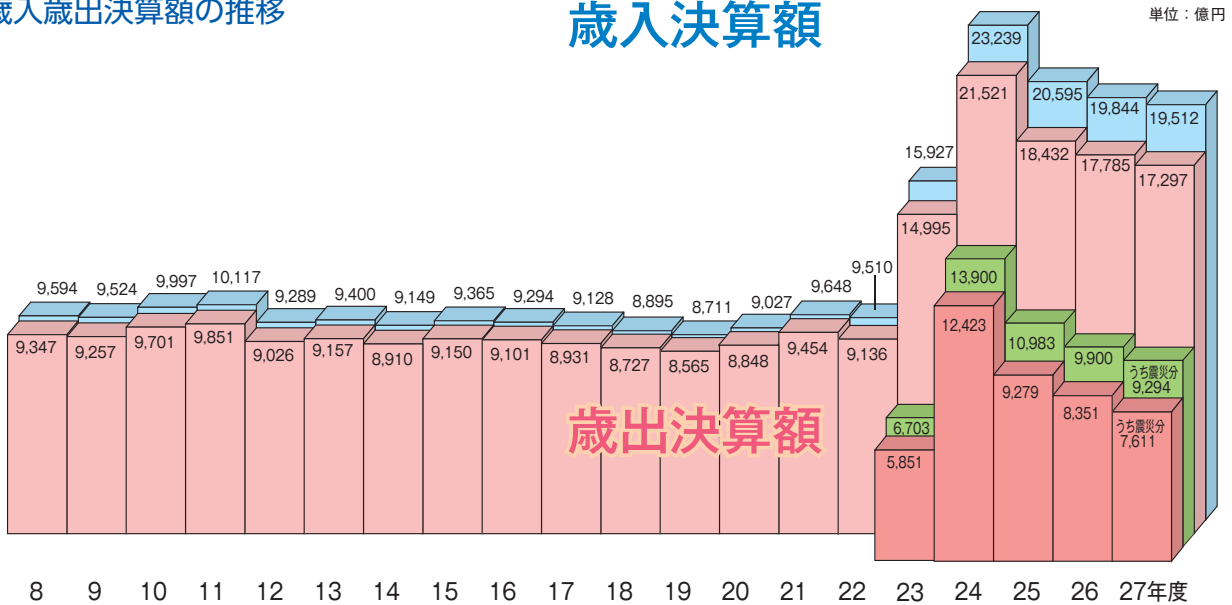
実質収支は510億円の黒字となり、11年連続で赤字の団体はありませんでした。

単年度収支は10億円の黒字となり、赤字団体は35団体中15団体（前年度は23団体）でした。

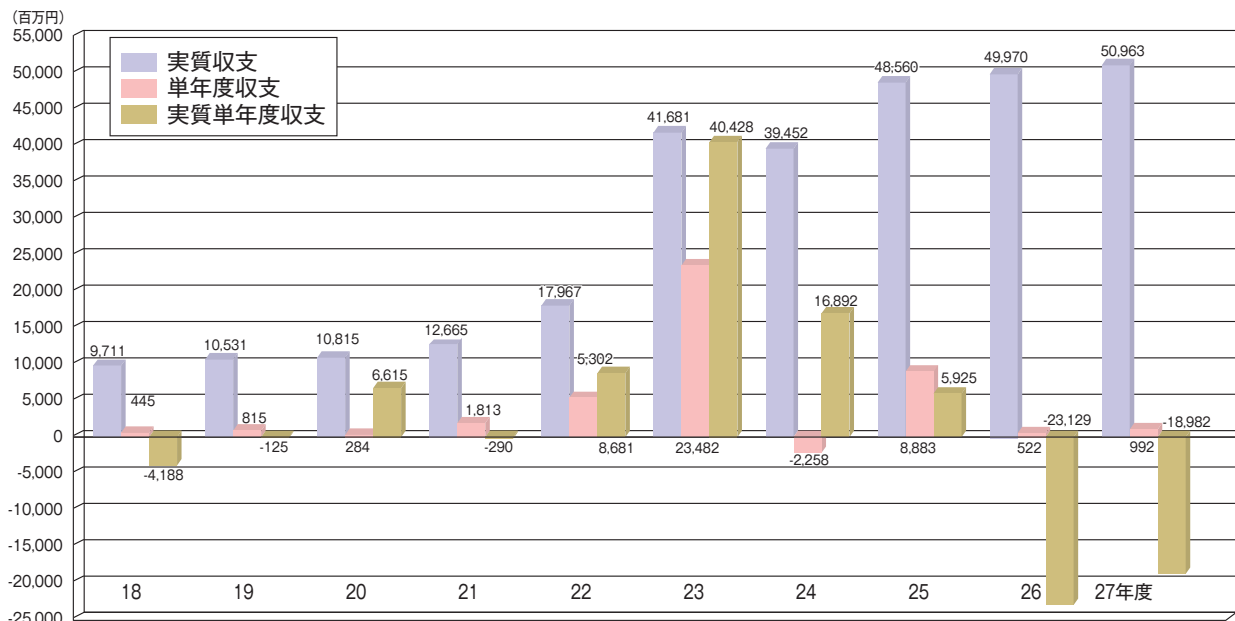
実質単年度収支は、190億円の赤字となり、赤字団体は35団体中19団体（前年度は24団体）でした。

歳入歳出決算額の推移

歳入決算額



決算収支の推移



市町村別普通会計決算収支の状況

平成27年度

(単位：百万円) 用語解説

市町村名	歳入総額		歳出総額		形式収支		実質収支	単年度収支	実質単年度収支
	(A)	うち東日本大震災分	(B)	うち東日本大震災分	(A-B)	うち東日本大震災分			
仙台市	539,718	105,706	520,717	92,899	19,001	12,807	3,214	343	1,550
石巻市	330,919	261,888	281,121	220,888	49,798	41,001	10,581	4,155	1,309
塩竈市	46,164	25,467	41,681	23,117	4,483	2,350	2,130	652	603
気仙沼市	215,773	186,511	147,713	119,248	68,060	67,263	14,444	3,678	478
白石市	19,773	1,643	19,272	1,643	501	0	415	▲58	318
名取市	76,357	47,340	64,034	37,509	12,323	9,831	2,067	144	▲1,298
角田市	14,707	601	14,150	488	557	113	376	▲23	▲179
多賀城市	52,604	25,143	49,987	22,099	2,617	3,045	147	116	▲181
岩沼市	43,285	27,674	33,700	19,352	9,585	8,321	1,289	▲462	▲3,340
登米市	48,728	1,347	47,222	969	1,506	378	1,241	▲574	249
栗原市	48,843	919	46,449	740	2,394	179	969	3	648
東松島市	79,507	62,078	72,194	56,927	7,312	5,151	645	▲81	▲1,754
大崎市	67,103	4,341	63,501	4,136	3,602	205	2,286	428	▲103
市計	1,583,482	750,658	1,401,741	600,014	181,741	150,643	39,805	8,322	▲1,700
蔵王町	6,095	293	5,887	275	208	18	199	63	4
七ヶ宿町	2,715	80	2,602	80	113	0	85	15	17
大河原町	9,021	444	8,560	444	460	0	418	177	251
村田町	6,635	297	6,369	254	266	43	159	2	▲186
柴田町	14,342	786	14,110	729	231	57	78	▲23	35
川崎町	5,089	192	4,827	192	262	0	146	▲1	▲0
丸森町	8,834	411	8,112	411	722	0	442	▲60	▲478
亘理町	24,976	13,639	20,424	9,557	4,552	4,082	1,142	232	▲481
山元町	42,721	32,086	31,964	26,923	10,757	5,164	1,462	▲3,231	▲7,439
松島町	23,379	12,675	16,346	10,661	7,033	2,014	1,084	▲3,228	▲7,373
七ヶ浜町	18,838	11,306	15,834	9,671	3,004	1,635	595	53	25
利府町	15,695	4,590	13,524	2,846	2,171	1,744	492	252	574
大和町	11,366	516	10,415	6	952	509	804	61	94
大郷町	5,306	120	4,945	17	361	102	209	▲8	▲107
富谷町	13,406	78	12,732	36	674	42	435	▲187	▲185
大衡村	4,588	220	4,339	32	249	188	135	▲23	▲22
色麻町	5,007	153	4,767	153	240	0	141	9	38
加美町	14,692	174	13,610	62	1,082	111	995	170	▲94
涌谷町	8,706	618	8,078	410	628	208	191	45	▲90
美里町	10,610	460	10,308	418	302	42	211	89	▲70
女川町	56,670	49,016	56,229	50,478	441	▲1,463	26	▲1,117	▲2,176
南三陸町	59,059	50,601	53,988	47,401	5,071	3,199	1,709	▲619	383
町村計	367,749	178,753	327,971	161,058	39,778	17,695	11,157	▲7,329	▲17,282
県計(仙台市含)	1,951,231	929,411	1,729,712	761,072	221,519	168,338	50,963	992	▲18,982
県計(仙台市除)	1,411,513	823,705	1,208,995	668,174	202,518	155,531	47,748	649	▲20,532

※ 上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があります。この数値を単年度収支といたします。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といたします。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

2 歳 入

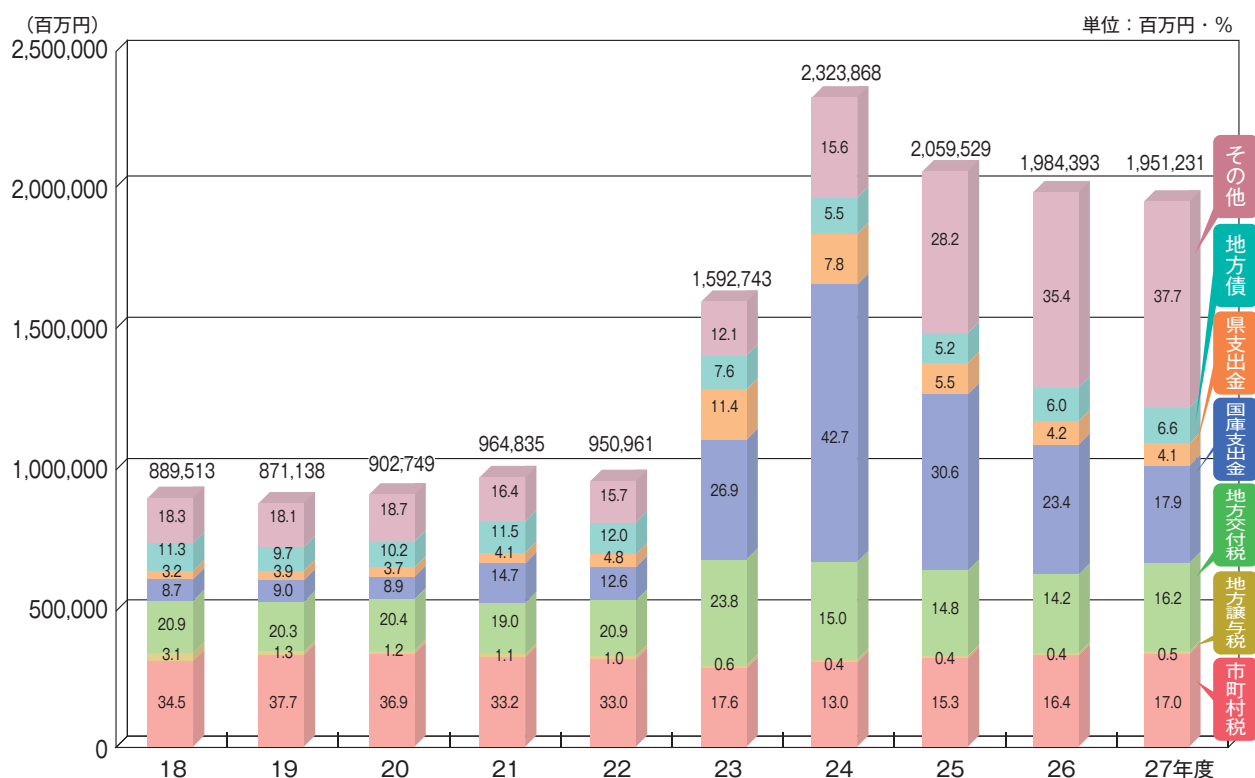
(1) 歳入構造

平成27年度の歳入は1兆9,512億円で、前年度に対し332億円（1.7%）の減少となりました。歳入が減少した要因は、地方交付税や繰入金などの増加に比べ、国庫支出金の減少額が大きかったことがあげられます。

国庫支出金は、東日本大震災復興交付金等の復旧・復興事業に係る補助金の減少などにより、前年度と比較して1,159億円（24.9%）の減少となりました。

一方、地方交付税は、震災復興特別交付税の増加などにより、前年度と比較して354億円（12.6%）の増加となりました。繰入金は、東日本大震災復興交付金等の復興事業財源を積み立てた基金からの繰入金の増加などにより、前年度と比較して313億円（8.2%）の増加となりました。

歳入構成比の推移



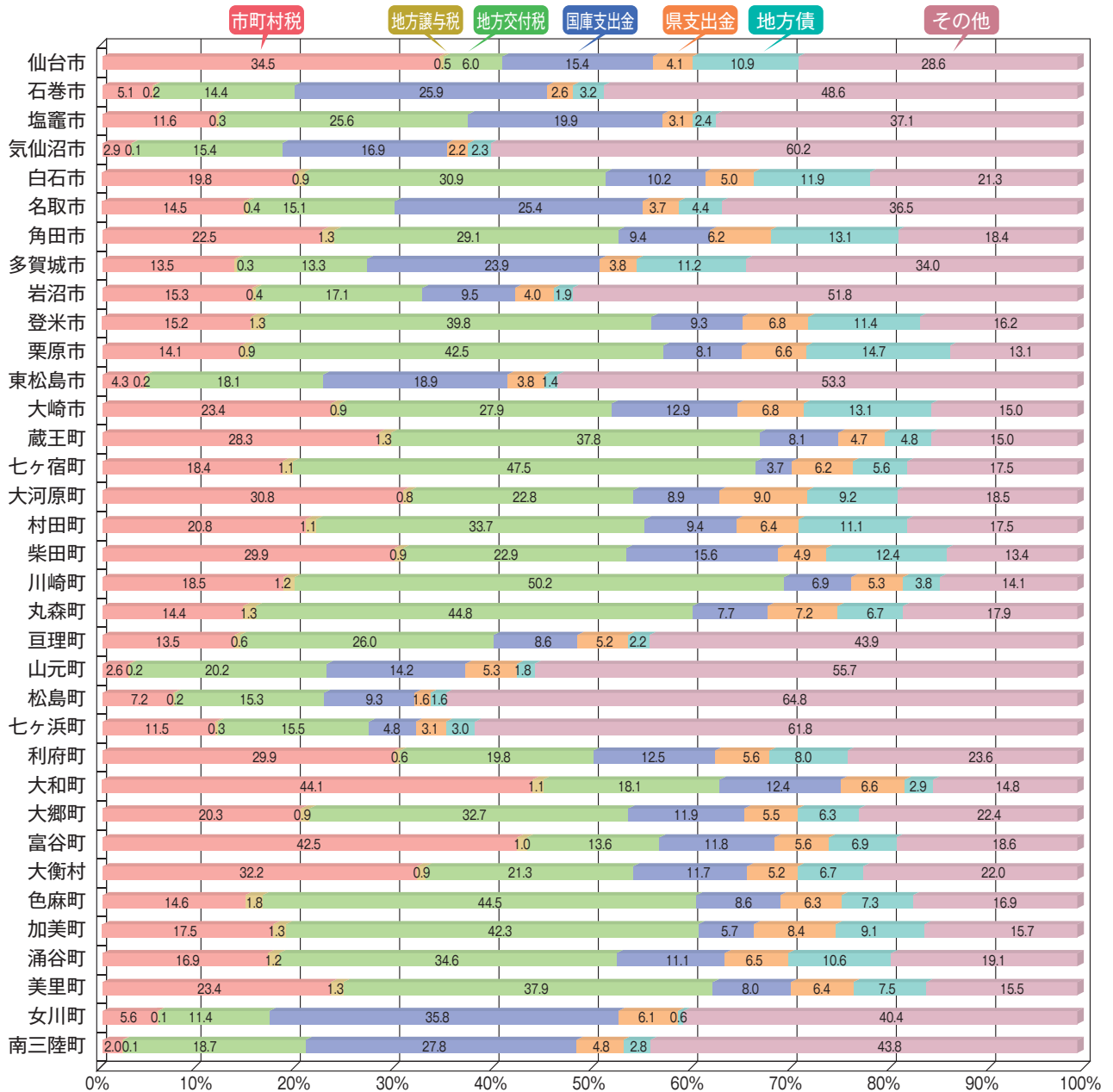
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

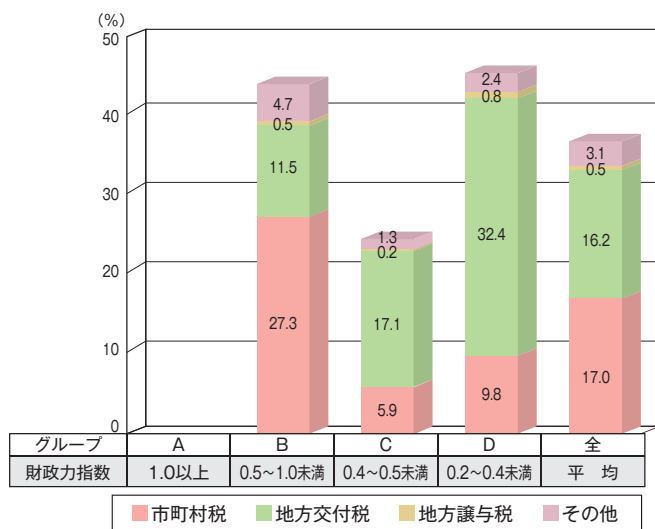
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」、東日本大震災による特別な財政事情に応じて交付される「震災復興特別交付税」の3つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

市町村別歳入構成比（平成27年度）



歳入のうち一般財源の構成割合（平成27年度）



◎グループ別の該当団体

- A 該当団体なし
- B 仙台市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・大崎市・大河原町・柴田町・巨理町・七ヶ浜町・利府町・大和町・富谷町・大衡村・女川町
- C 石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市・東松島市・蔵王町・村田町・松島町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・七ヶ宿町・川崎町・丸森町・山元町・色麻町・加美町・涌谷町・南三陸町

※ 財政力指数については、P16を参照してください。

(2) 自主財源と依存財源

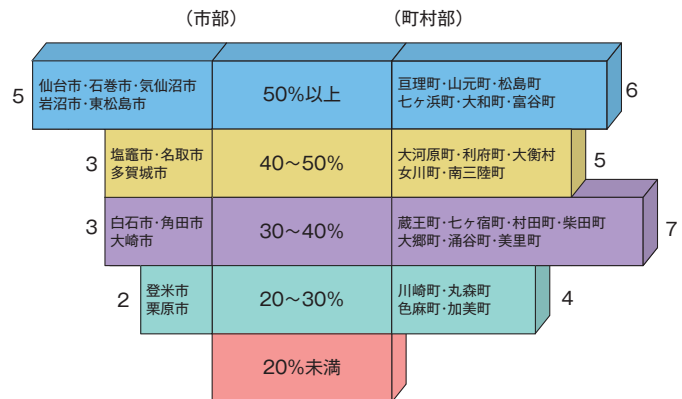
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国又は都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度49.6%より2.1ポイント上昇し51.7%となりました。これは、国庫支出金が減少したことや、繰入金が増加したこと等によるものです。

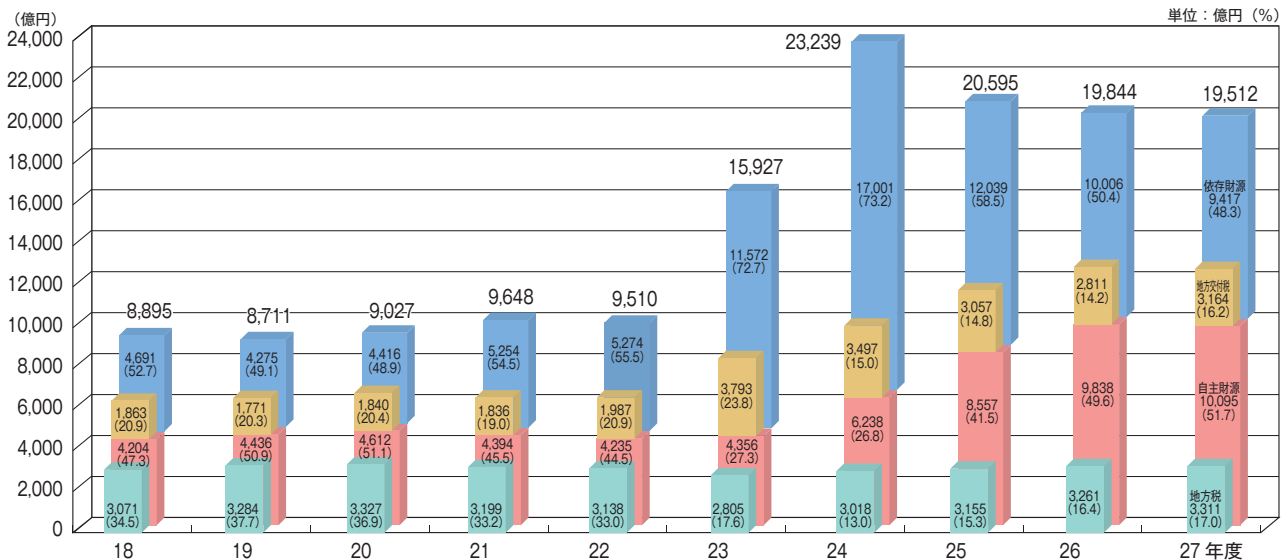
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

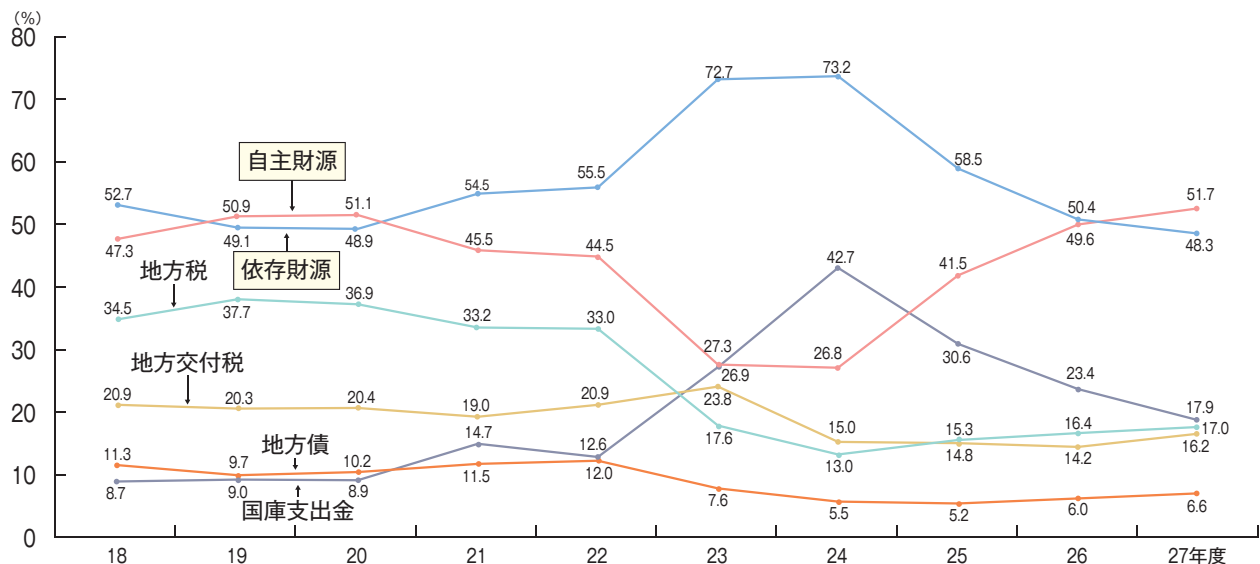
自主財源の割合別団体数（平成27年度）



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の収入実績

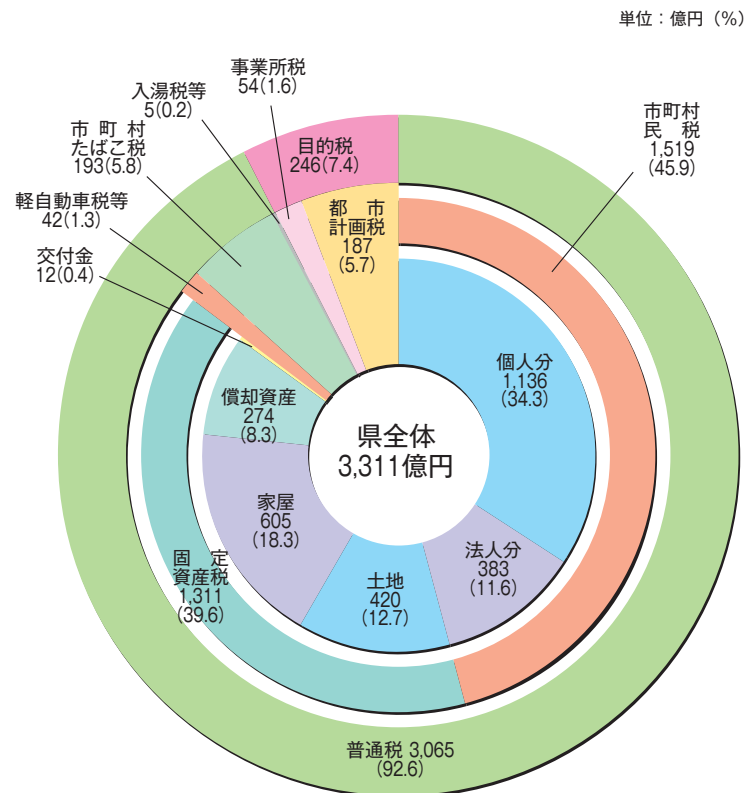
平成27年度の市町村税収入済額は、3,311億円と前年度から1.5%増加しました。

税目別に見ると、市町村民税は前年度比1.4%増の1,519億円で構成割合45.9%となりました。これは、震災復興関連企業等に従事する方を中心に個人所得が増加していることに伴い、市町村民税の所得割を納める納税義務者が増加していること等によるものです。なお、法人税割は、税制改正による税率の引下げなどの要因により、前年度比4.4%の減となりましたが、震災以前と比較すると41.0%の増となっています。

また、固定資産税は前年度比1.7%増の1,311億円で構成割合が39.6%となりました。これは、主に東日本大震災による課税免除区域が縮小したこと、家屋の課税総棟数が増加したことによるものです。

他の普通税では、軽自動車税（構成割合1.2%）が前年度比2.8%増、目的税では、事業所税（構成割合1.6%）が前年度比3.1%増、都市計画税（構成割合5.7%）が前年度比3.7%増となっています。

市町村税の構成（平成27年度）
（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入済額（税目別）の推移
（国民健康保険料（税）を除く）

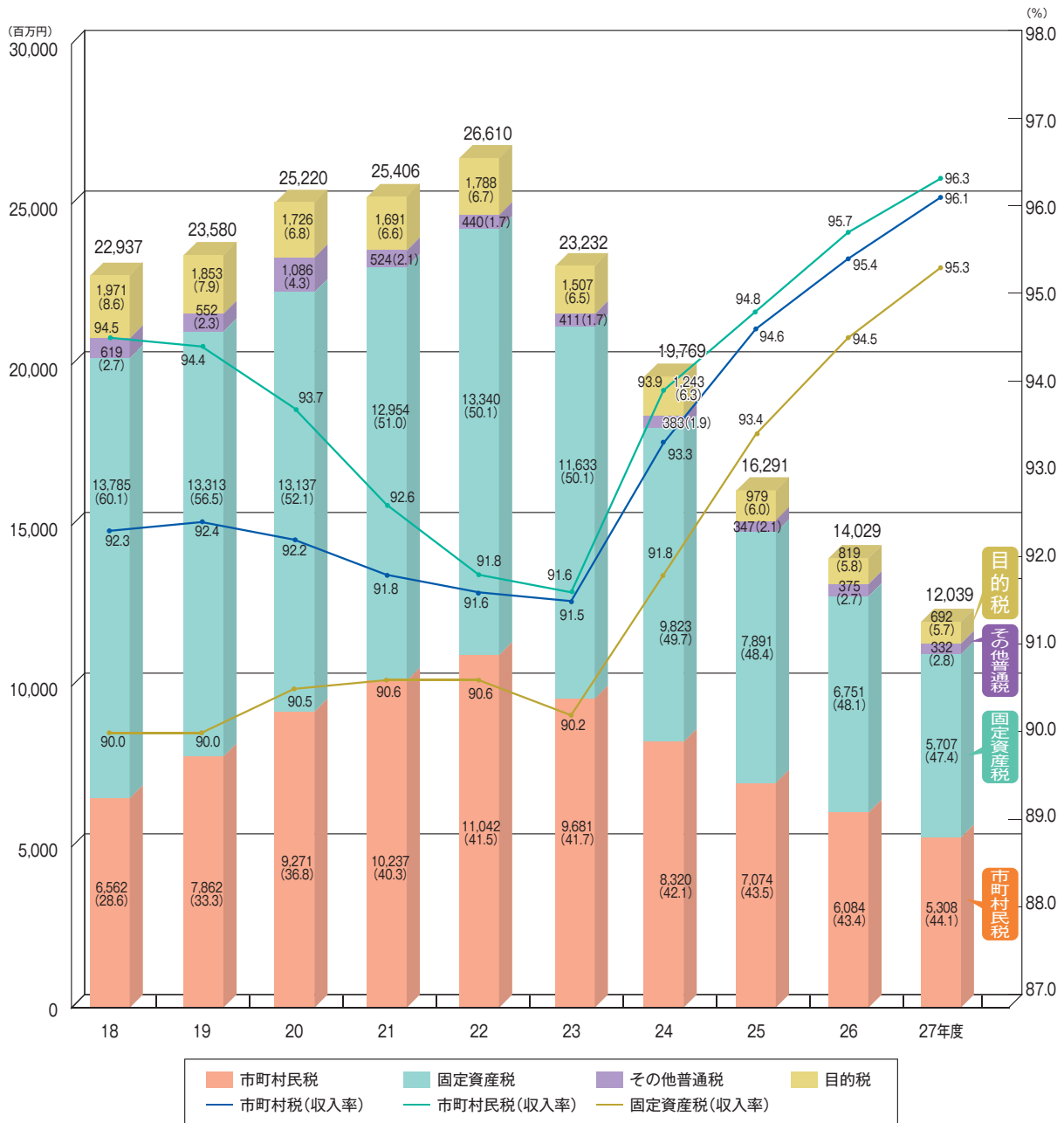


収入率は、県全体で96.1%（前年度95.4%）と前年度より0.7ポイント上回りました。各市町村別の状況については、33団体で前年度の収入率を上回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は96.3%（前年度95.7%）で前年度を0.6ポイント上回り、固定資産税は95.3%（前年度94.5%）で前年度を0.8ポイント上回りました。

次年度に繰越される収入未済額は120億円と前年度から20億円（14.2%）減少となり、5年連続で収入未済額が減少となっています。これは、収入率向上に向けた取組の強化により、収入率が上昇していること等によるものです。

次年度に繰越される収入未済額と収入率の推移 （国民健康保険料（税）を除く）



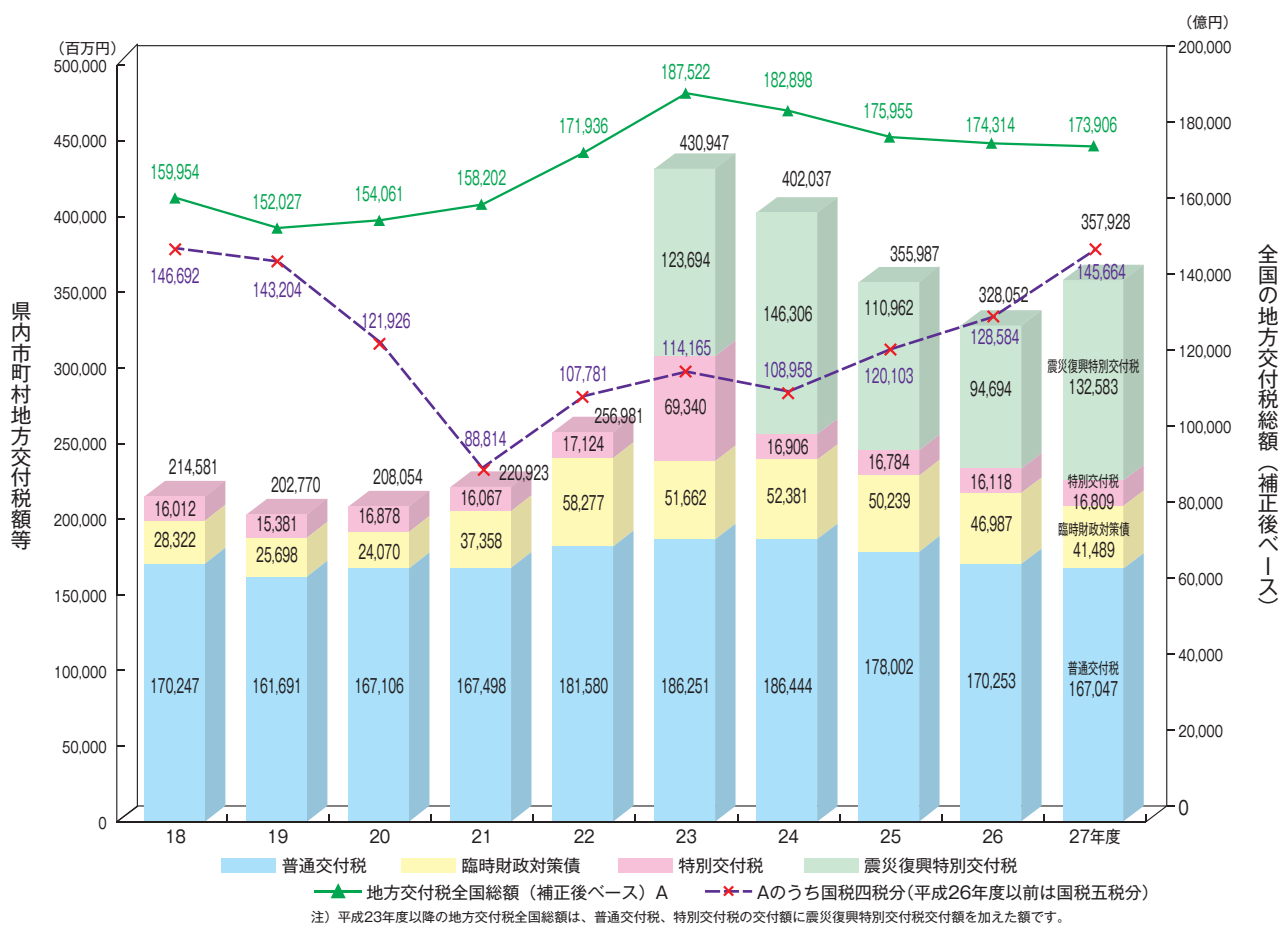
※ 「収入未済額」 = 「調定済額」 - 「収入済額」 + 「還付未済額」 - 「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

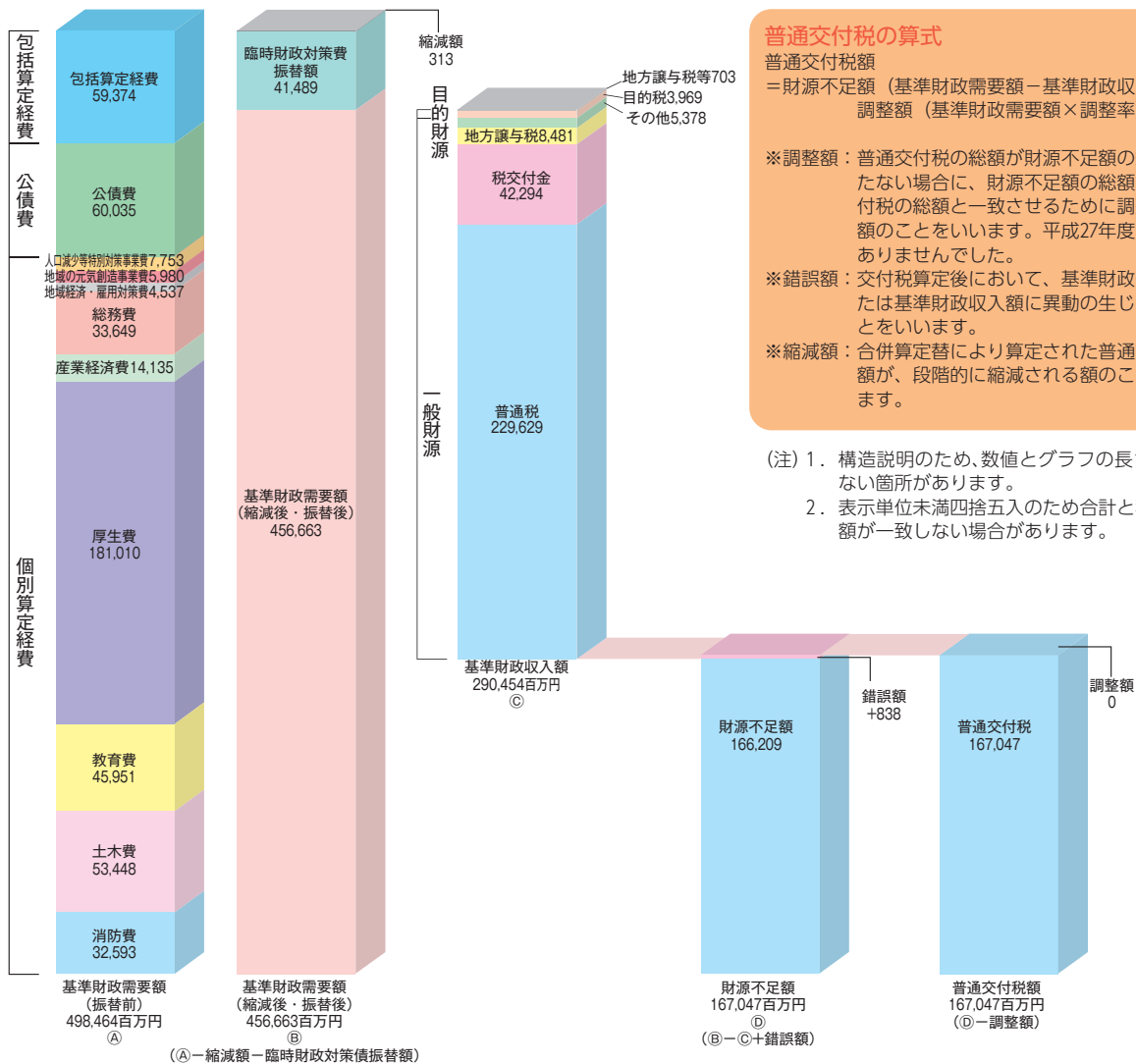
県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



全国の地方交付税総額については、平成16年度からの三位一体改革等に伴い地方税収が増加したため、減少傾向にありました。しかし平成20年のリーマンショックを発端とした景気低迷の影響等も踏まえ、国の加算措置がとられるようになり増加に転じました。平成23年度には東日本大震災に対処するため、特別交付税が増額されたこと、さらに通常の地方交付税とは別枠で震災復興特別交付税が創設されたことにより、これまでにない規模の額となりました。その後、景気回復による税収の伸び等により、地方交付税総額は再び減少傾向となっています。なお、平成27年度の震災復興特別交付税は復興事業の進捗に伴い、前年度と比べ増加しています。

●普通交付税（標準的な行政運営に対する財源保障）

平成27年度県内市町村普通交付税算定結果



●特別交付税（特別な財政需要に対する財源保障）

○特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕そくされない除排雪、公立病院、離島航路維持等の経費のほか、災害発生による応急復旧・災害復旧など特別な財政需要に対して特別交付税が交付されます。

○震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方債により措置するのではなく、その全額を震災復興特別交付税で措置することにより、被災団体の実質的な財政負担をゼロとする対応がとられました。平成23年度から通常収支とは別枠で予算が確保されています。

—用語解説—

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

合併算定替 合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法です。

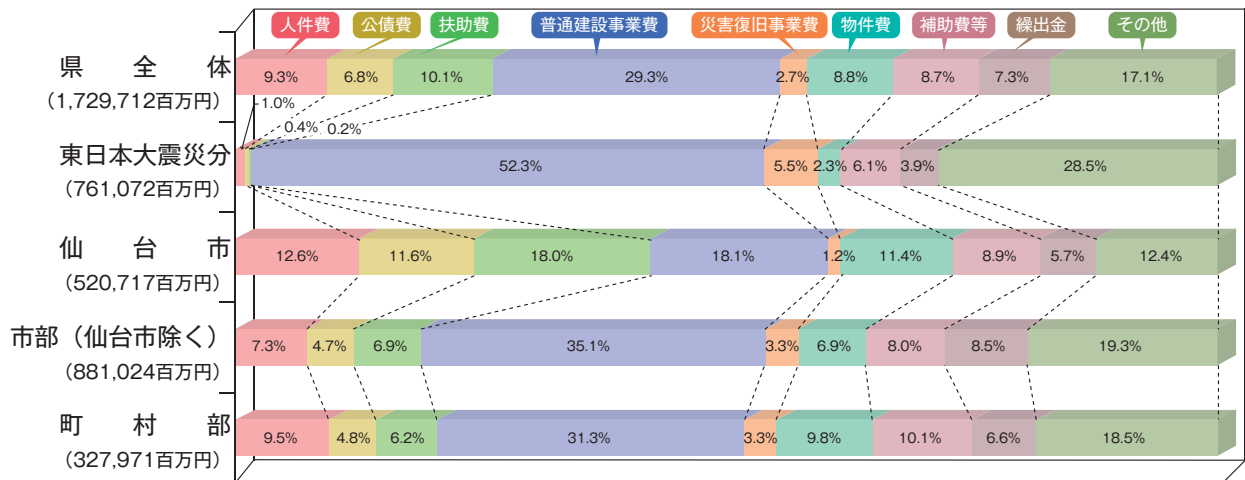
3 歳 出

(1) 歳出構造

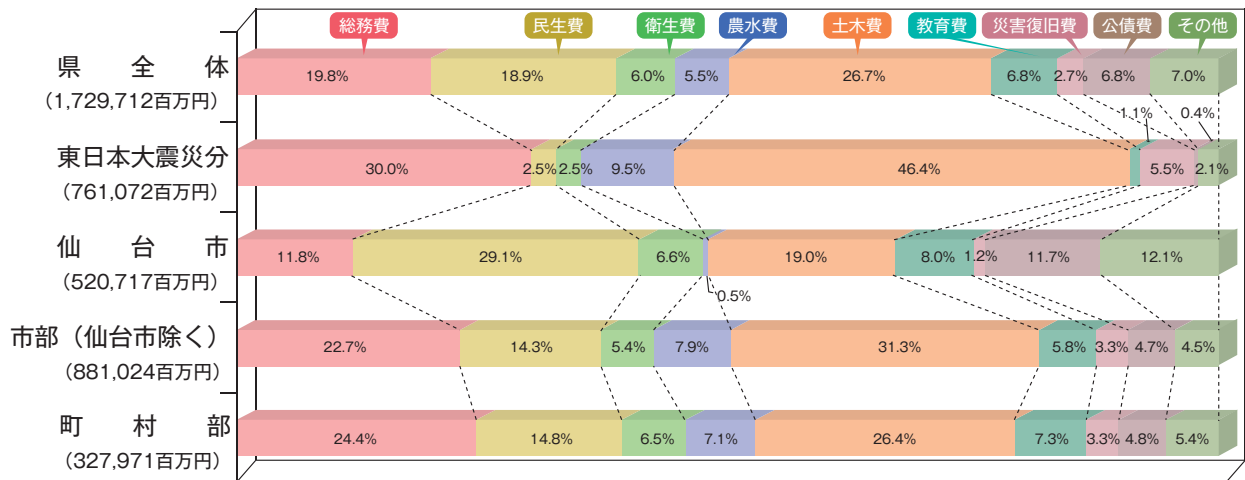
平成27年度の歳出は1兆7,297億円で、前年度に対して488億円(2.7%)の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」があり、それぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造 (平成27年度)
(性質別)



(目的別)

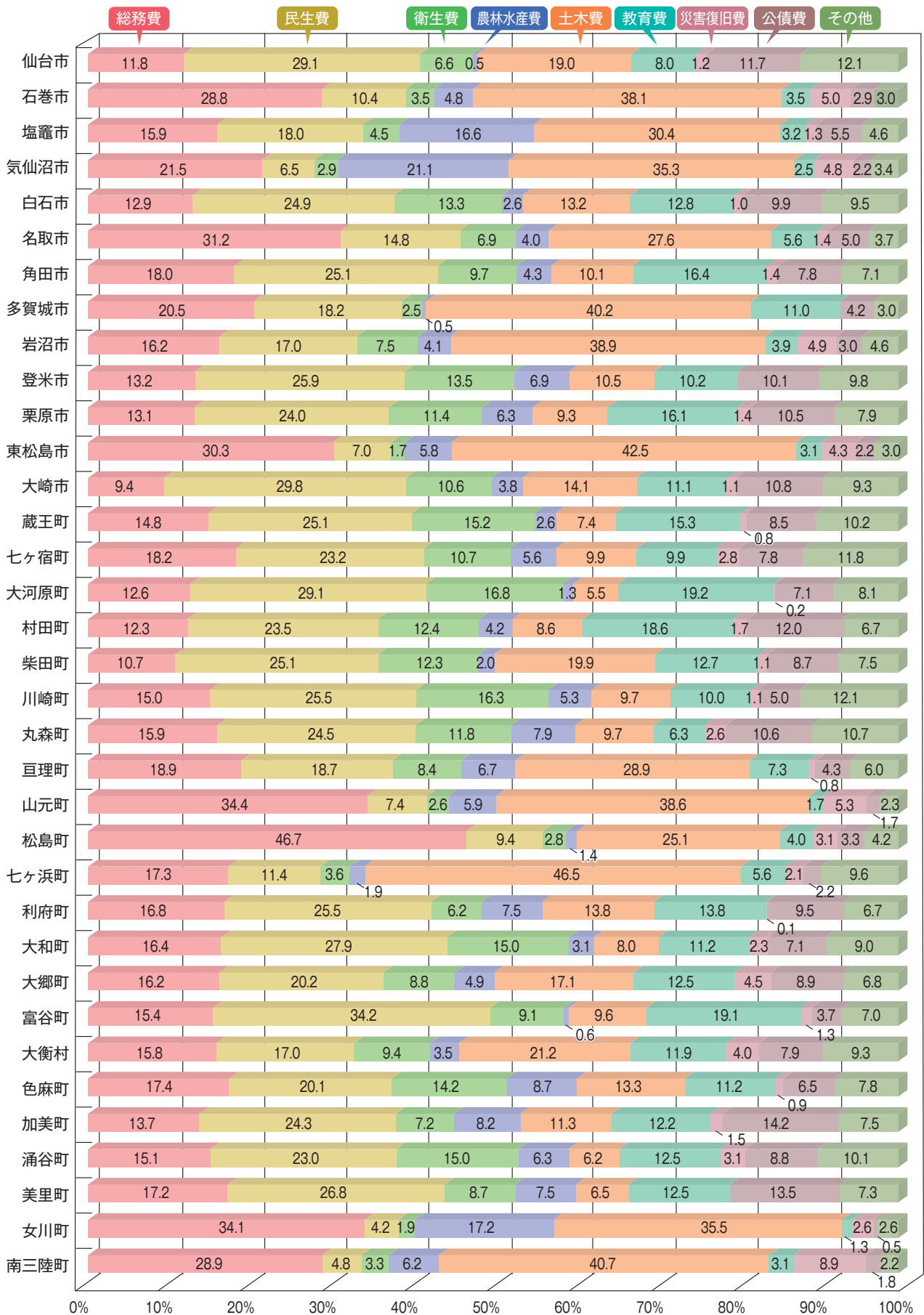


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比（平成27年度）

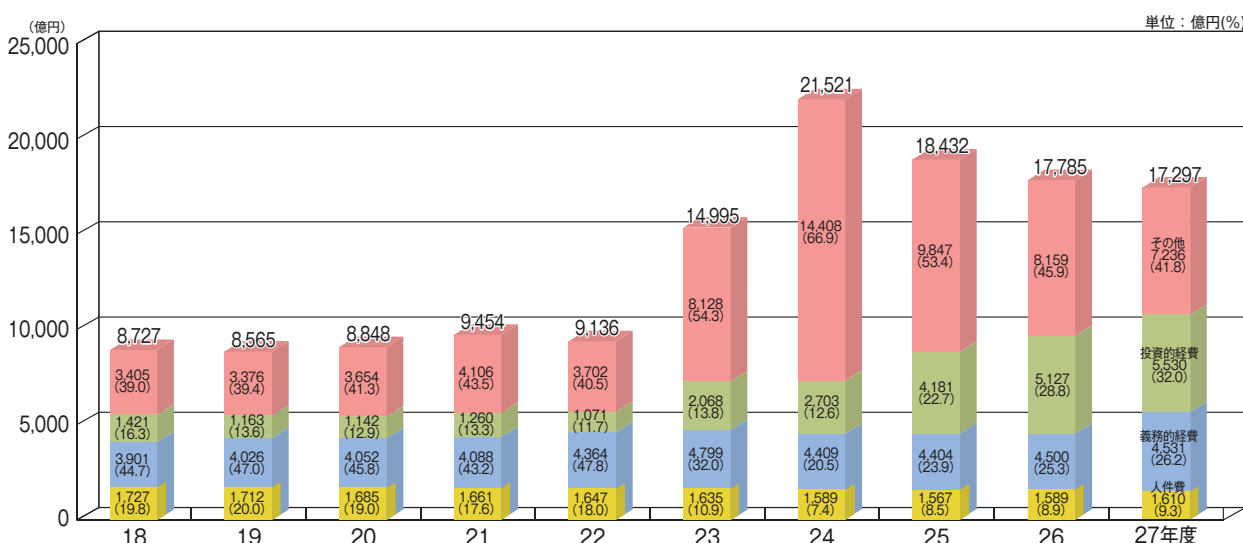


(2) 経費別決算額の推移

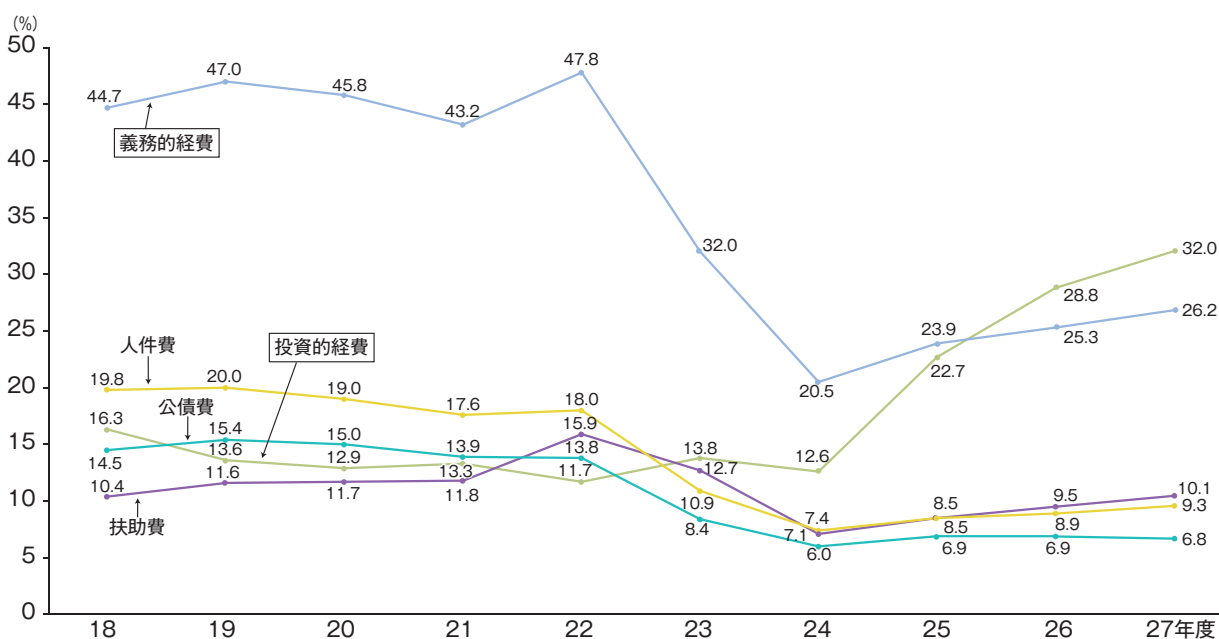
義務的経費は、前年度と比較して0.7%増の4,531億円で、歳出総額に占める割合は26.2%となりました。内訳としては、公債費が前年度と比較して3.9%減となった一方、人件費が前年度と比較して1.3%増、扶助費が児童福祉費の増加により、前年度と比較して3.4%増となりました。

投資的経費は、復興関連事業の増加により、前年度と比較して7.9%増の5,530億円、歳出総額に占める割合は32.0%となりました。内訳としては、補助普通建設事業が7.6%増、単独普通建設事業が13.9%増、普通建設事業費全体では前年度と比較して8.6%増、災害復旧事業費が前年度と比較して0.1%増となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



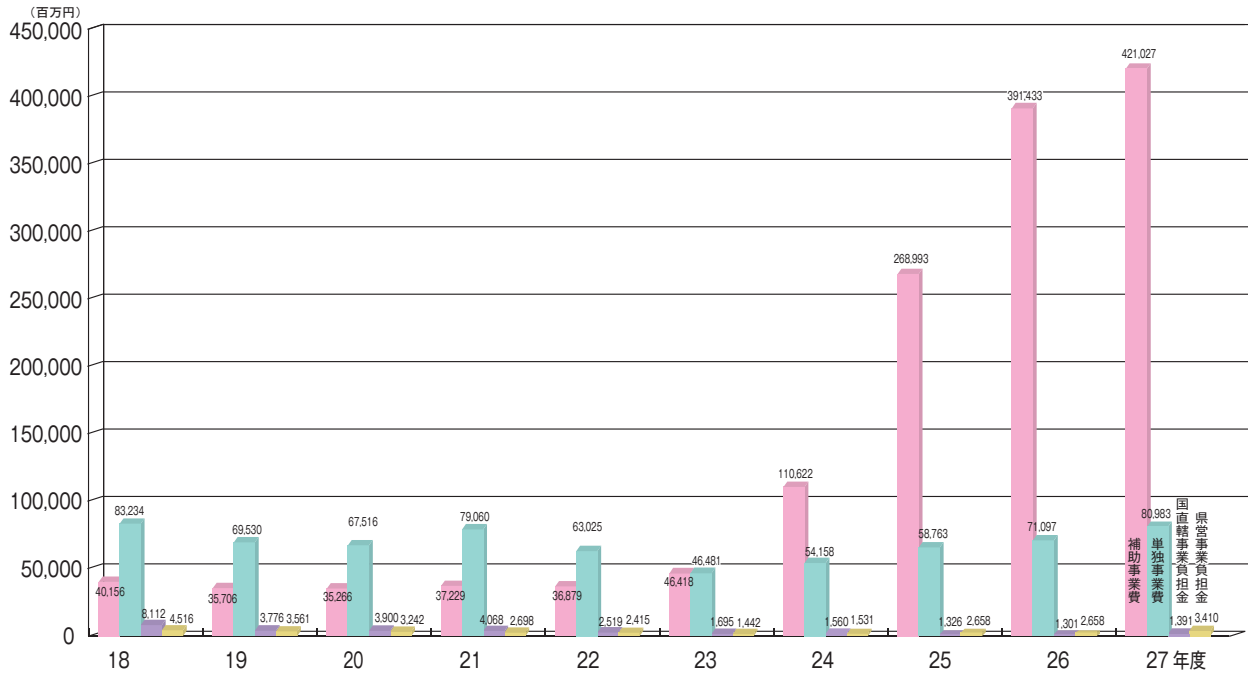
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

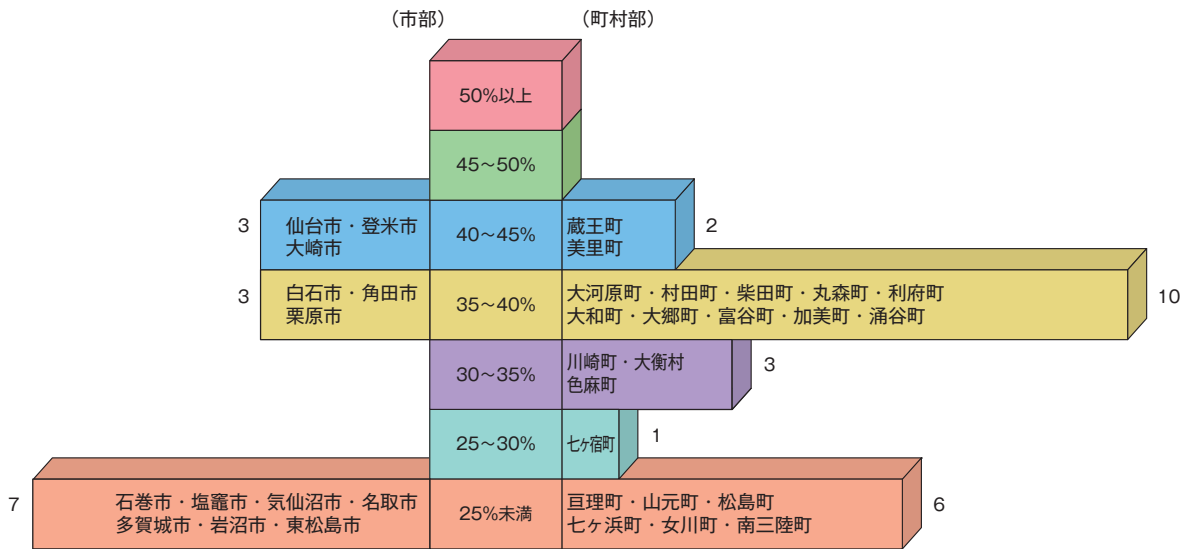
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

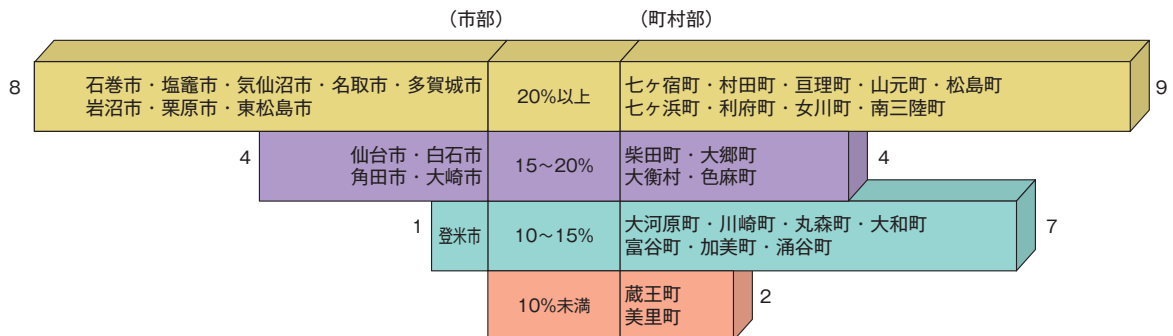
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成27年度)



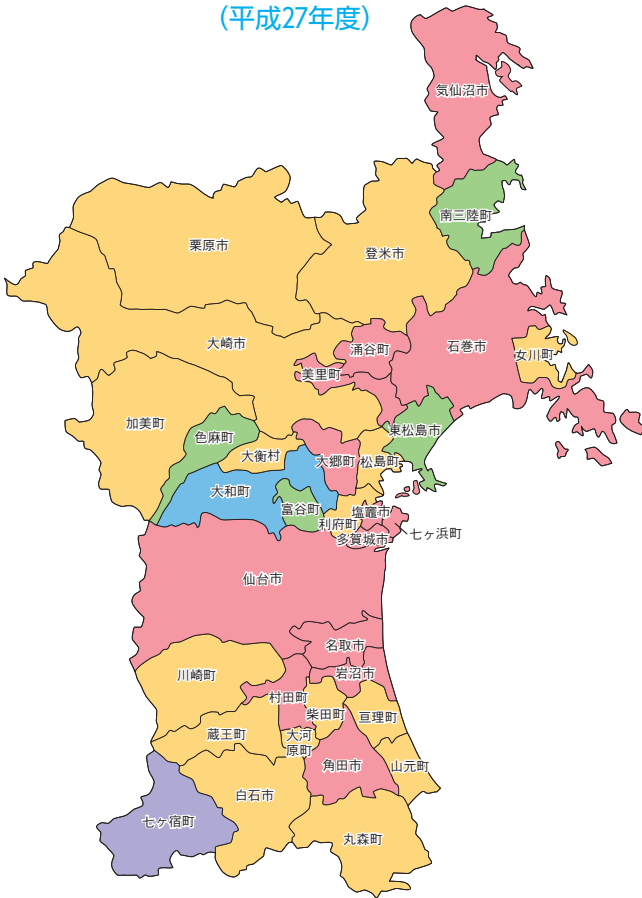
投資的経費の割合別団体数 (平成27年度)



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成27年度)

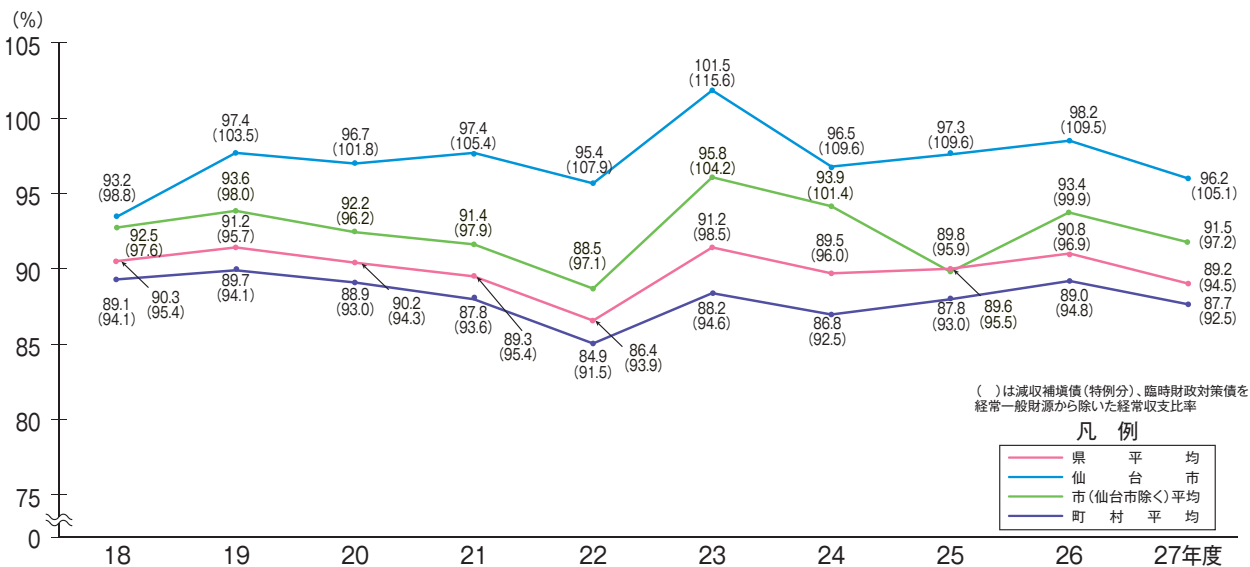


財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均では89.2%と前年度(90.8%)より1.6ポイント改善しました。加重平均でも92.2%と前年度(94.1%)より改善しておりますが、依然として硬直的な財政状況が続いています。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が13団体、80%以上90%未満が20団体となっており、35団体のうち33団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75~80%未満		0	1	1
80~85%未満		1	3	4
85~90%未満		4	12	16
90%以上		8	5	13
計		13	22	35

経常収支比率の推移 (平均は単純平均)



用語解説

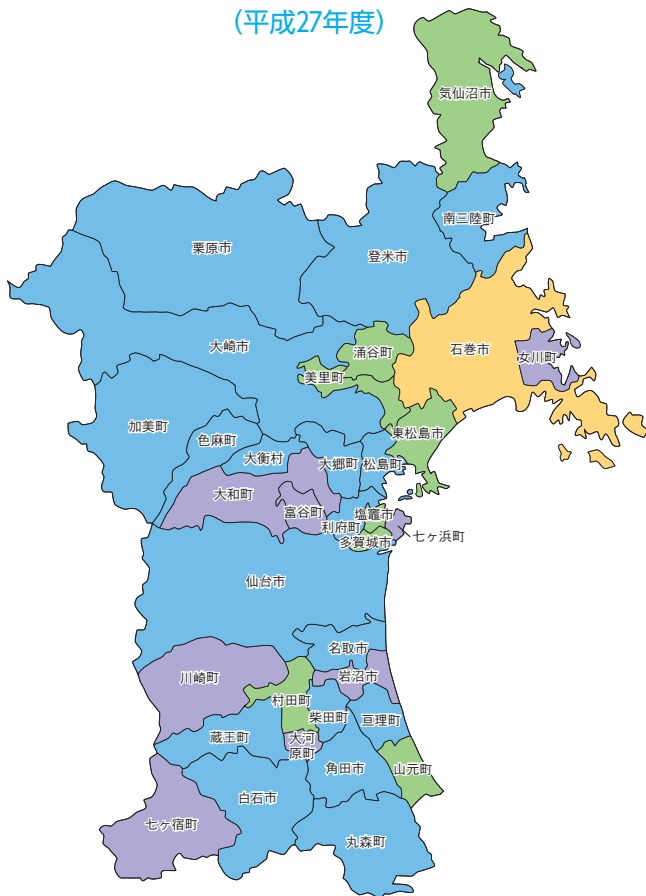
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入(経常的一般財源)が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、近年では全国の市町村の平均が90%前後で推移しています。

<算式>

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳入総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成27年度)



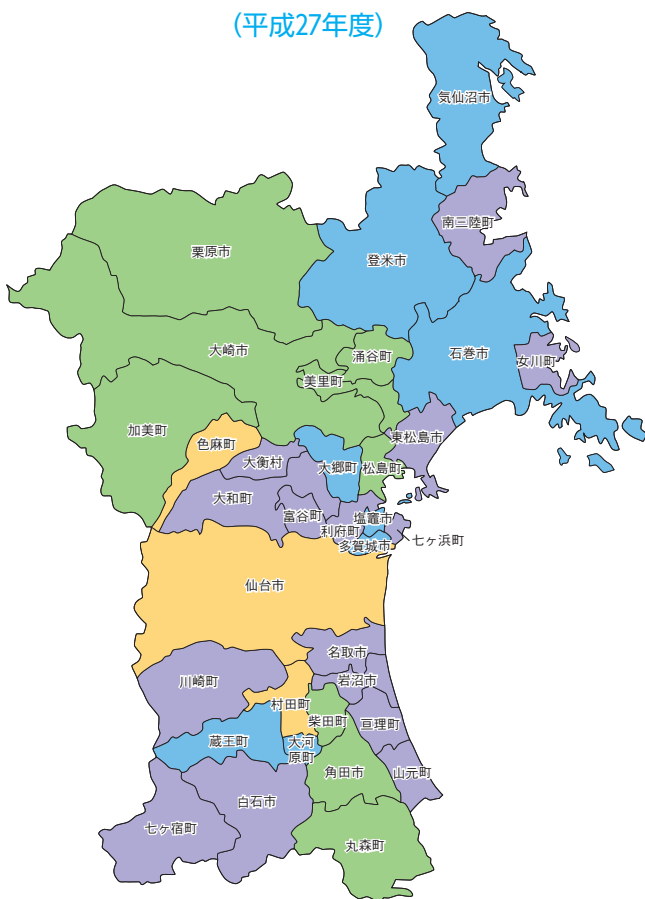
平成27年度の実質公債費比率（平成25～27年度の3ヶ年平均）は、単純平均では8.0%と前年度（8.9%）より、0.9ポイント改善しました。加重平均でも9.4%と前年度（10.4%）より改善しました。

起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
5%未満		1	7	8
5～10%未満		7	11	18
10～15%未満		4	4	8
15～18%未満		1	0	1
18%以上		0	0	0
計		13	22	35

(3) 将来負担比率の状況

(平成27年度)



平成27年度の将来負担比率は、単純平均で32.4%（前年度33.5%）、加重平均で57.0%（前年度62.6%）となりました。

なお、早期健全化基準（350%）を上回る団体はありませんでした。

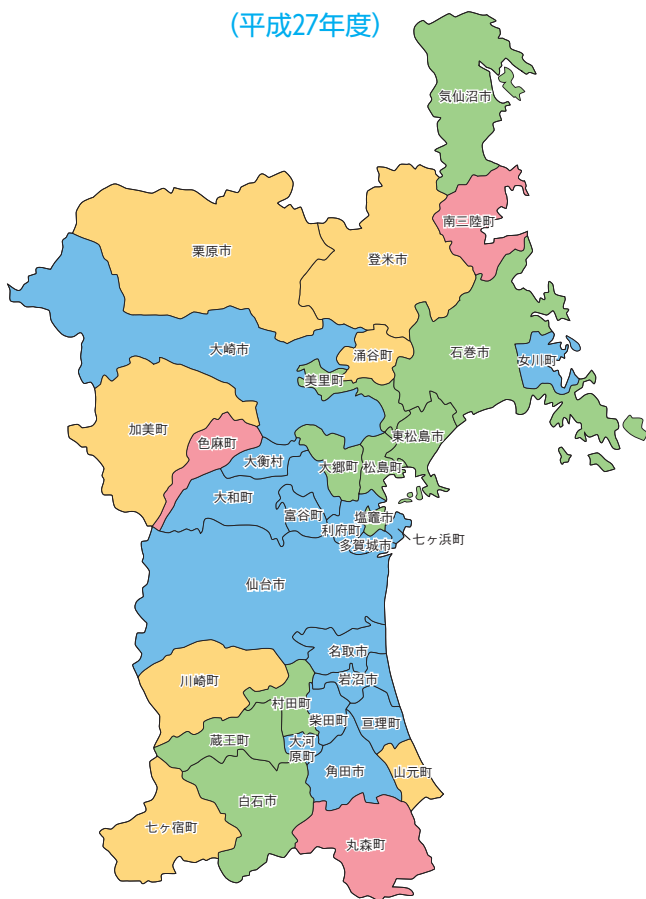
区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
負担額なし		4	11	15
50%未満		5	3	8
50～100%未満		3	6	9
100～150%未満		1	2	3
150%以上		0	0	0
計		13	22	35

—用語解説—

実質公債費比率、将来負担比率 P.25参照

(4) 財政力指数の状況

(平成27年度)



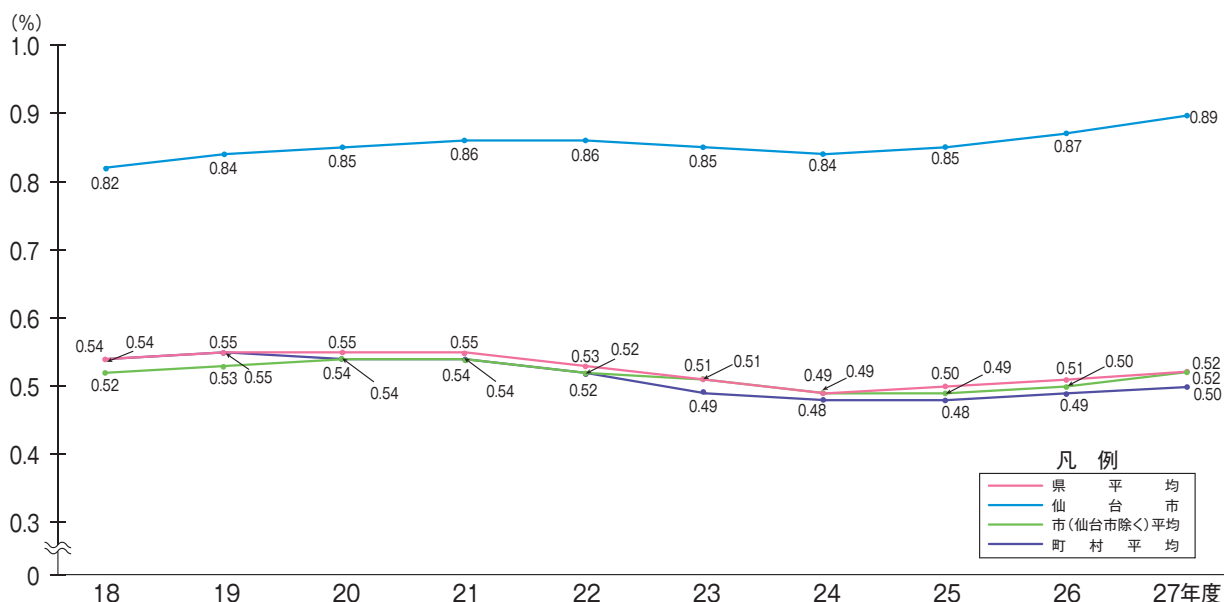
財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成25～27年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.52（前年度0.51）、加重平均で0.65（前年度0.63）となりました。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	0	0
0.5～1.0未満		6	9	15
0.4～0.5未満		5	5	10
0.3～0.4未満		2	5	7
0.2～0.3未満		0	3	3
0.2未満		0	0	0
計		13	22	35

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP9参照）。

<算式>

$$\text{財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

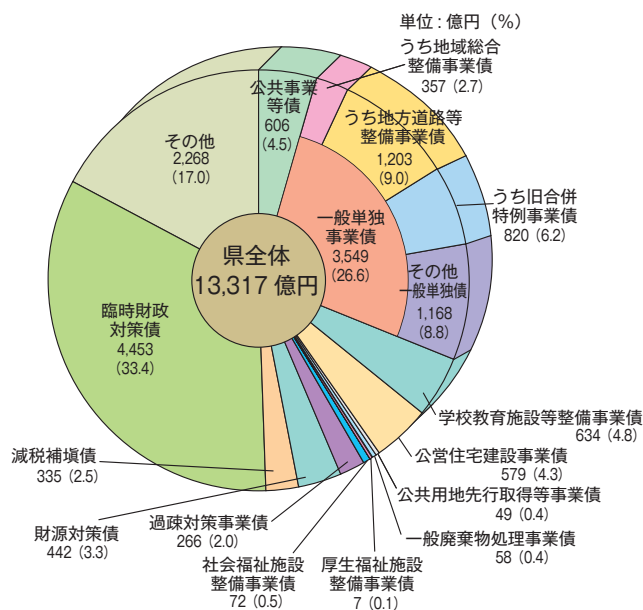
(5) 将来にわたる財政負担の推移

地方債の平成27年度末現在高は、臨時財政対策債などの増加により1兆3,317億円（前年度1兆3,056億円）となっており、依然として多額の債務を抱えている状況です。

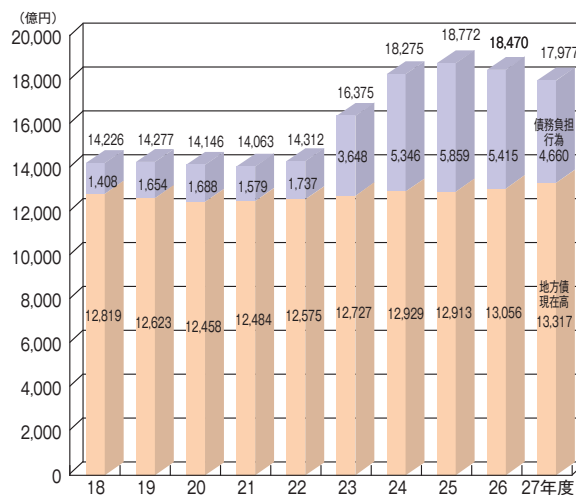
また、地方債現在高に、将来的に支出が伴う債務負担行為を加えると1兆7,977億円（前年度1兆8,470億円）となっており、将来にわたる財政負担は前年度よりは減少していますが、今後も財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況

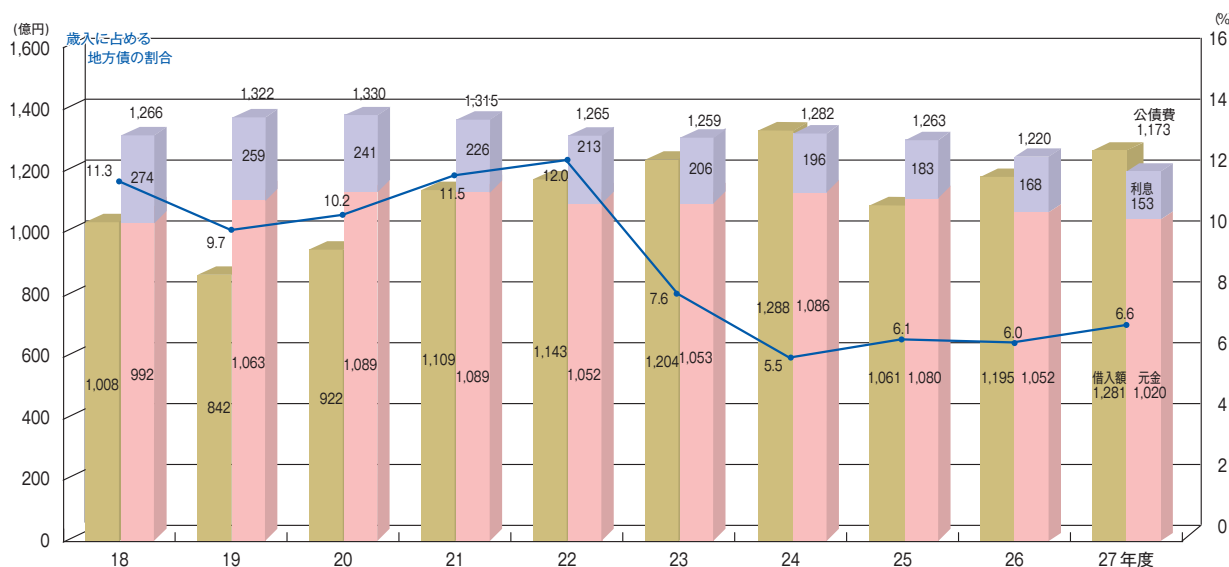
(平成27年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

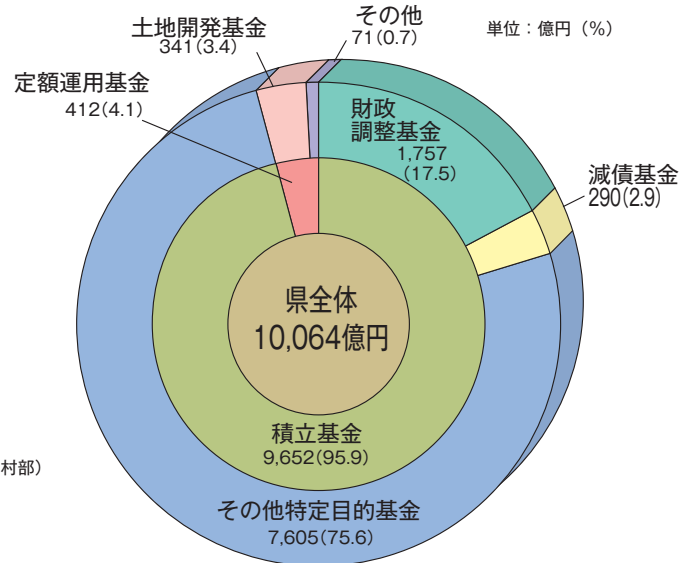
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

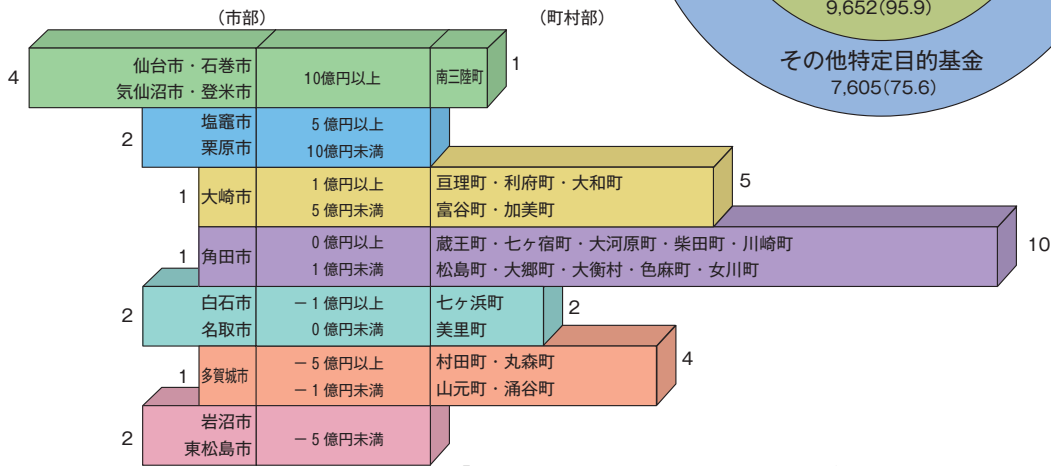
(1) 基金の状況

平成27年度末における積立基金現在高は、県全体で9,652億円となり、前年度（1兆957億円）と比較して1,305億円（11.9%）の減となりました。内訳については、財政調整基金が1,757億円（6.4%増）、減債基金が290億円（2.4%増）、その他特定目的基金が、7,605億円（15.7%減）となりました。

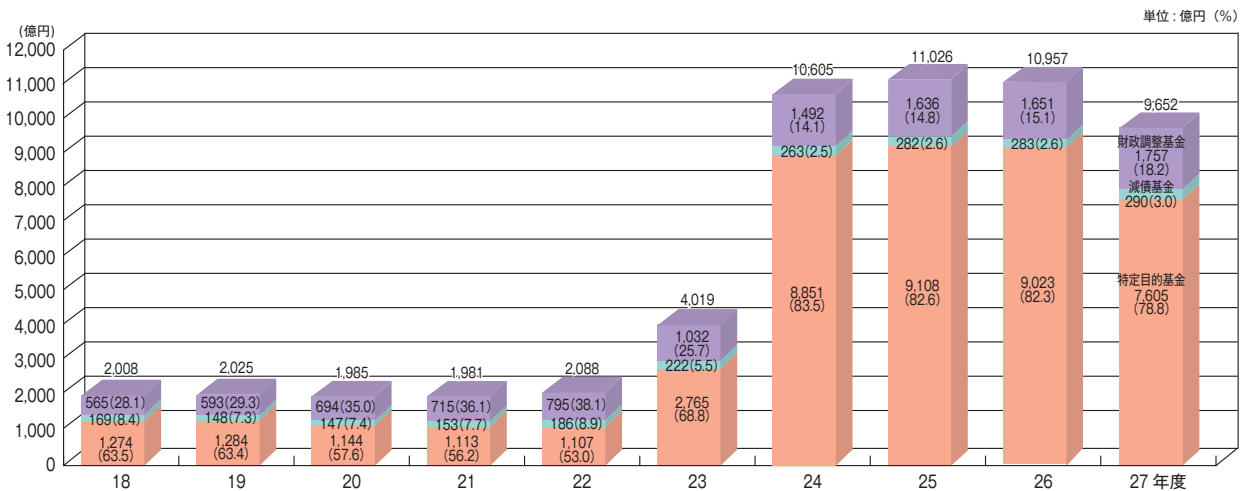
基金の状況（平成27年度）



財政調整基金単年度積立額（平成27年度）



積立基金現在高の推移



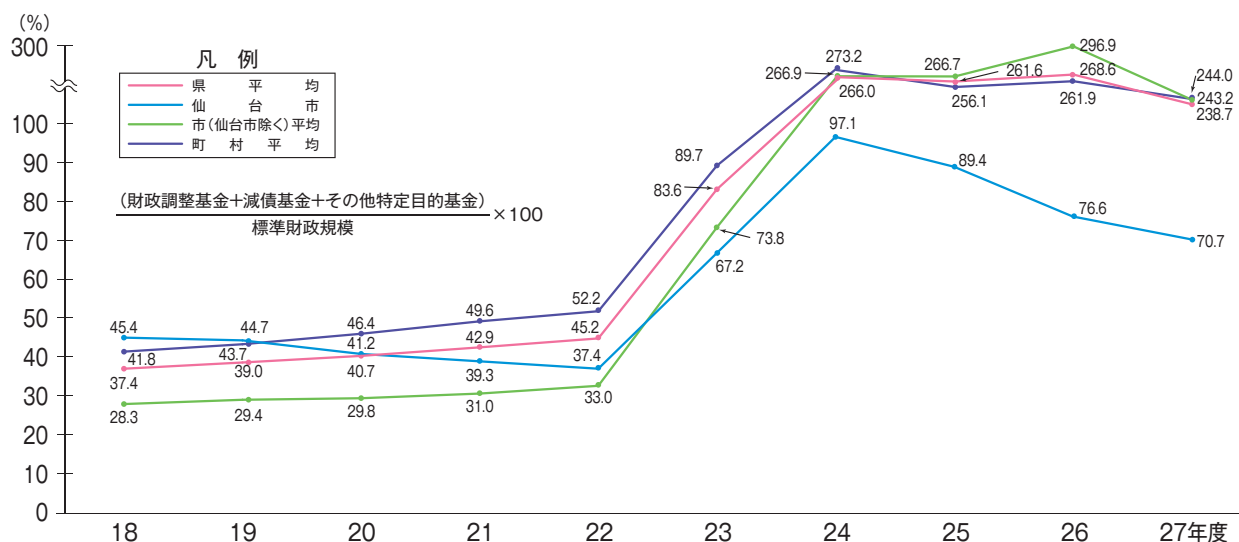
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

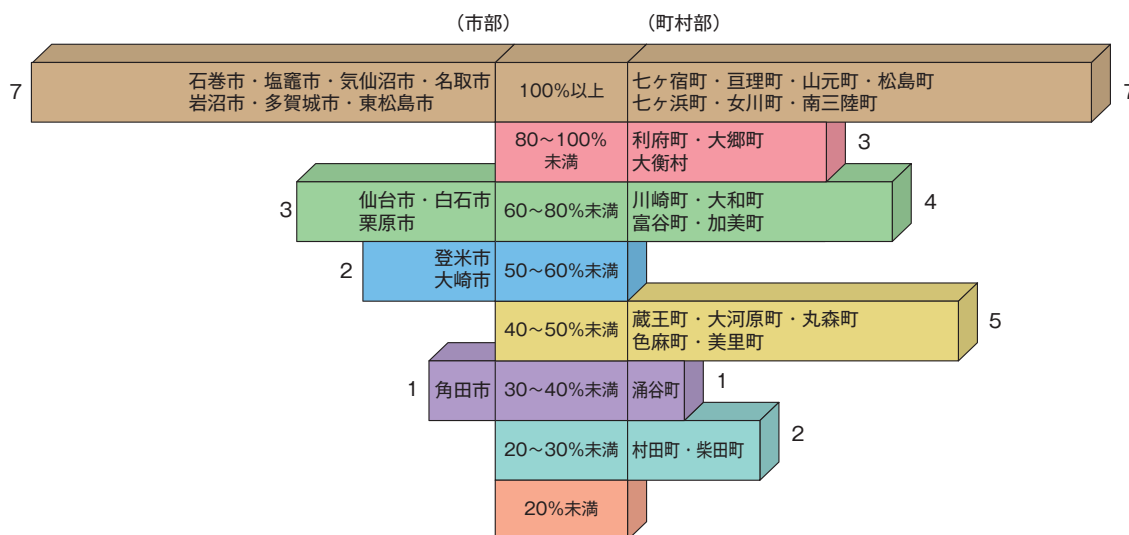
(2) 積立金現在高比率

一般財源に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では238.7%となり、前年度（268.6%）より29.9ポイント低下しています。その他特定目的基金において、東日本大震災復興交付金等の復興事業財源を積み立てた基金からの取崩額の増加などが比率低下の要因となっています。

積立金現在高比率の推移



積立金現在高比率別の団体数 (平成27年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

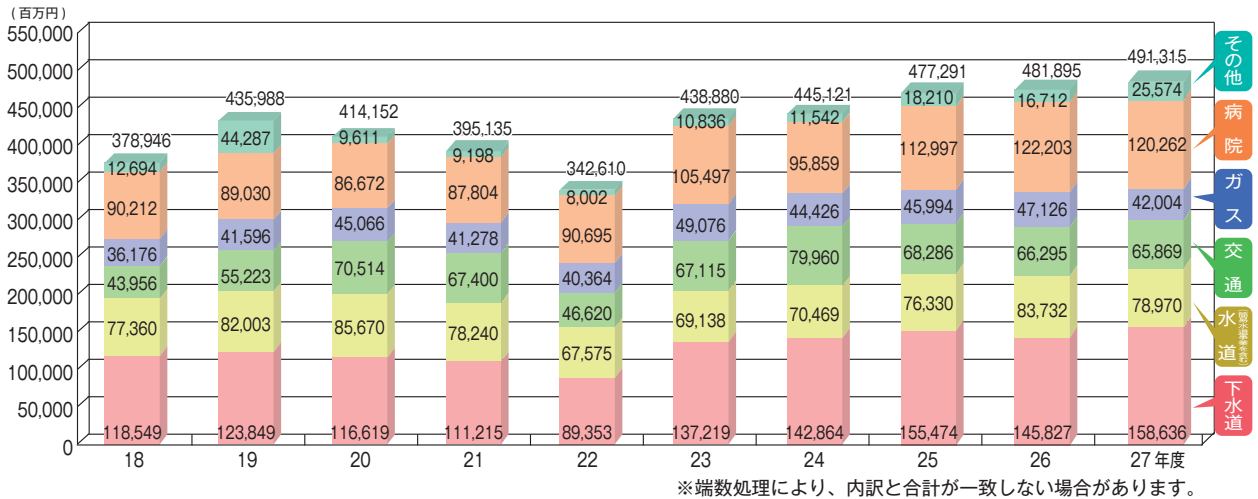
標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有しています。

第2章 公営企業会計

平成27年度の決算規模は全体で4,913億円となり、前年度（4,819億円）から94億円の増となりました。これを普通会計の歳出決算額（1兆7,297億円）と比較すると、およそ28.4%の額に相当し、市町村行財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の32.3%を占めており、以下、病院事業24.5%、水道事業（簡易水道事業を含む。）16.1%等となっています。

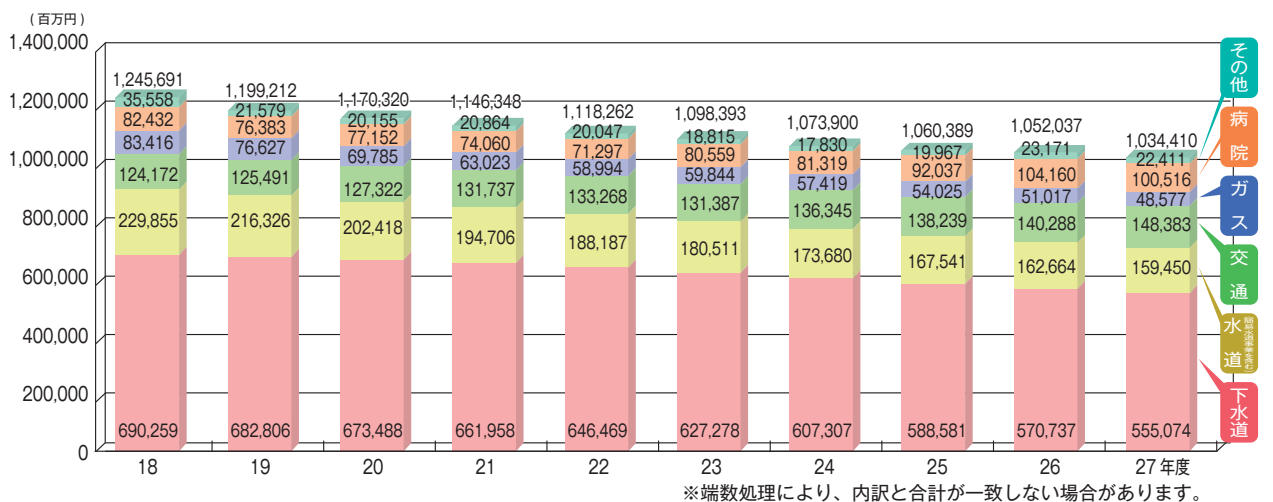
市町村公営企業決算規模の推移



平成27年度末の企業債現在高は全体で1兆344億円となり、前年度（1兆520億円）から176億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の53.7%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）15.4%、交通事業14.3%等となっています。

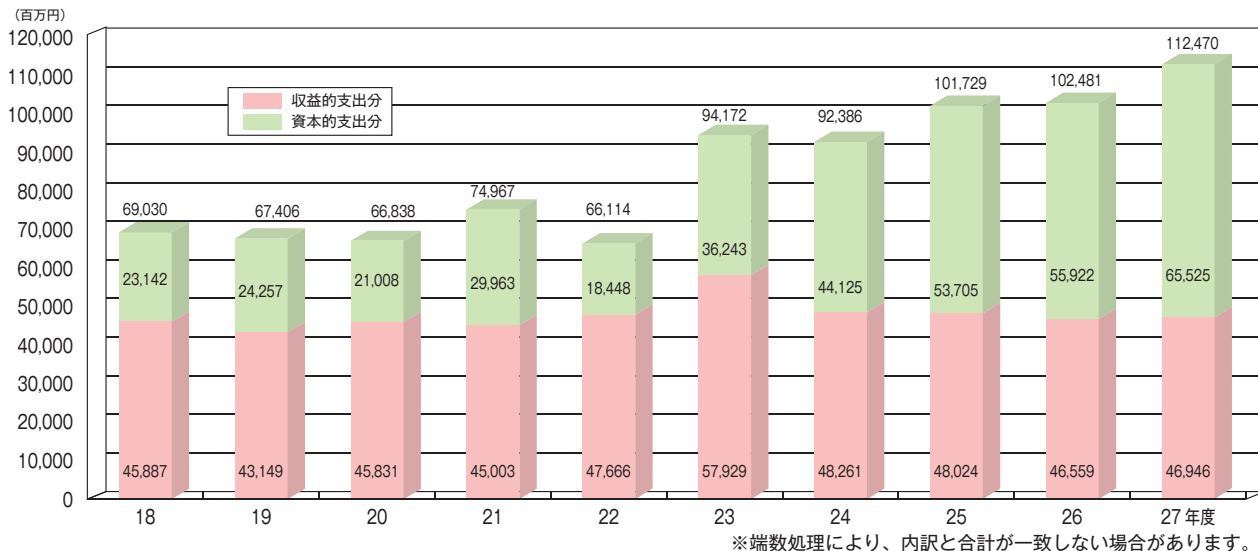
企業債現在高の推移



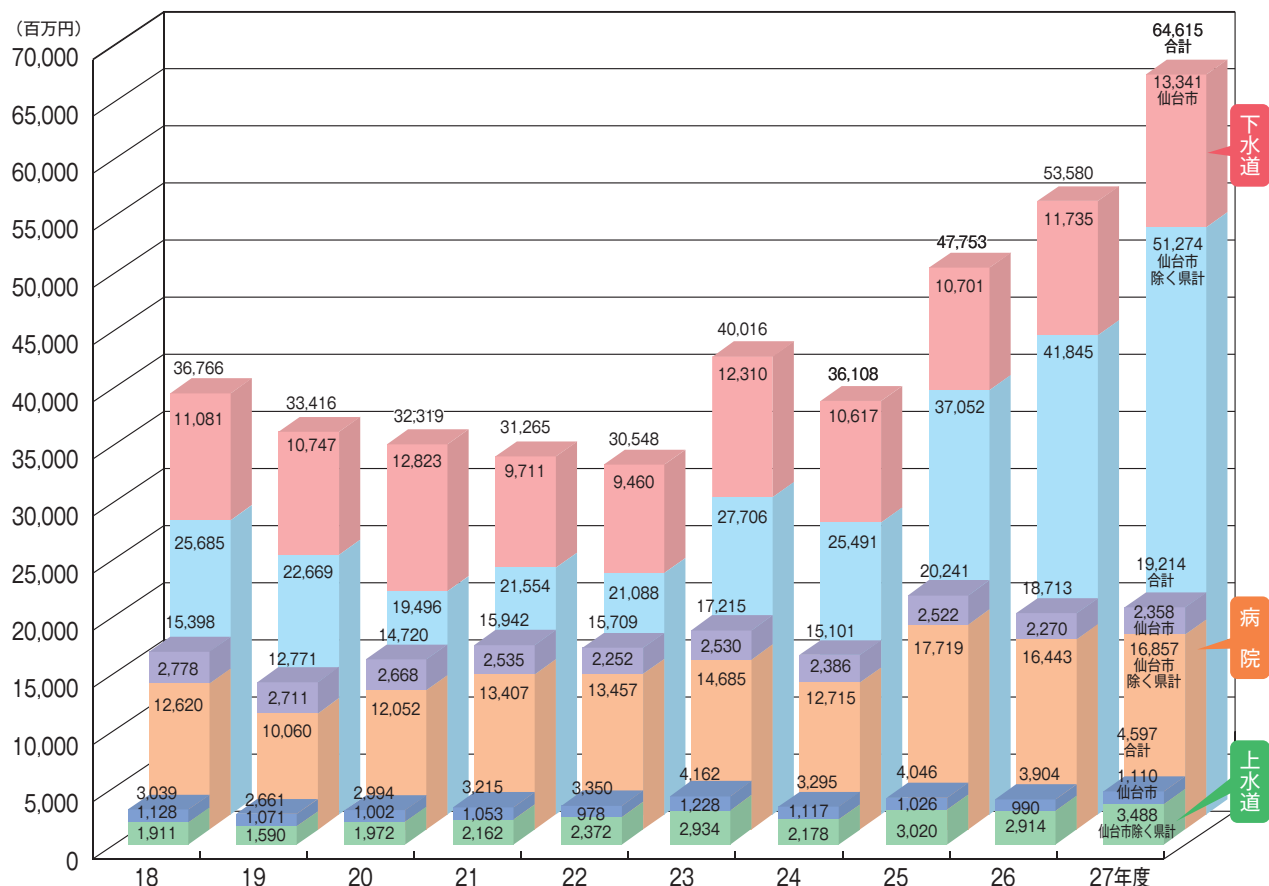
平成27年度の他会計繰入金は全体で1,125億円となり、前年度（1,025億円）から100億円の増となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は469億円で、収益的収入に占める割合は14.8%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は655億円で、資本的収入に占める割合は32.6%となっています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。東日本大震災以降、復旧・復興事業の進展により他会計繰入金が増加傾向となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金等の推移



用語解説

他会計繰入金 料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるため、一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して繰り入れられている財源のことです。繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

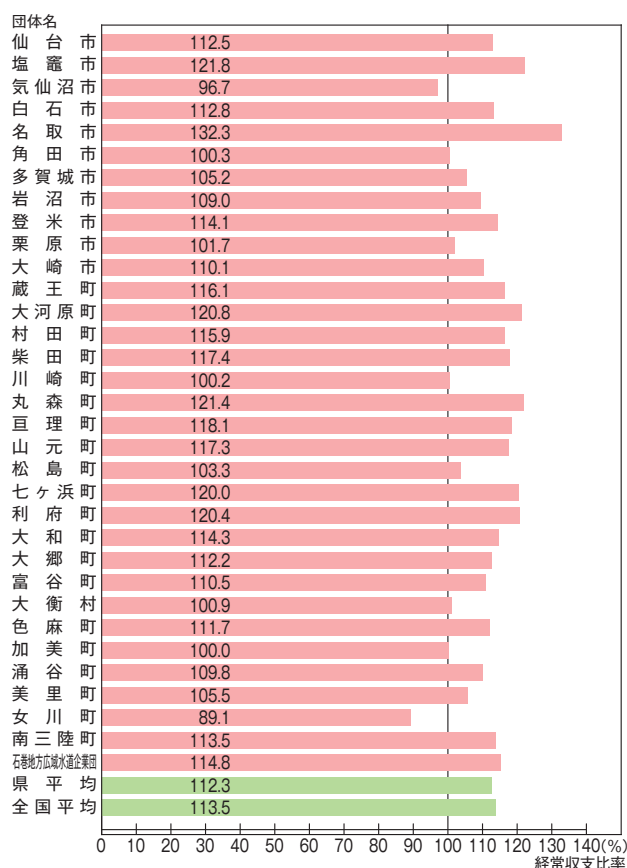
収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

平成27年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率

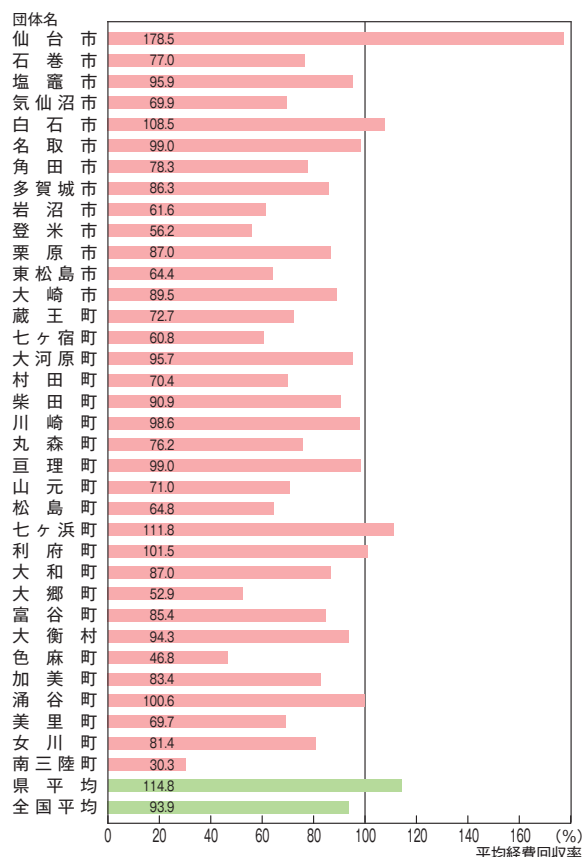
(上水道事業及び法適用簡易水道事業)



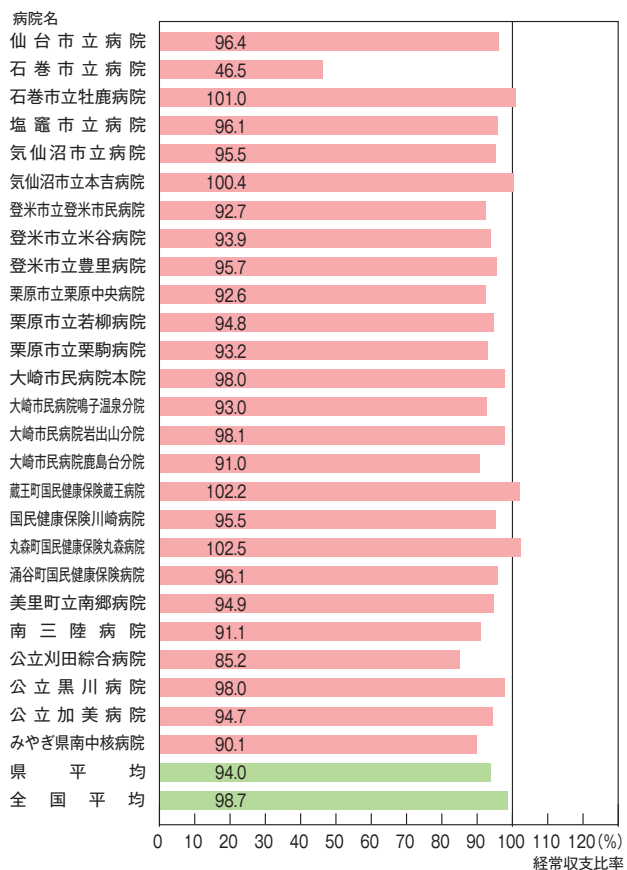
下水道事業の平均経費回収率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)

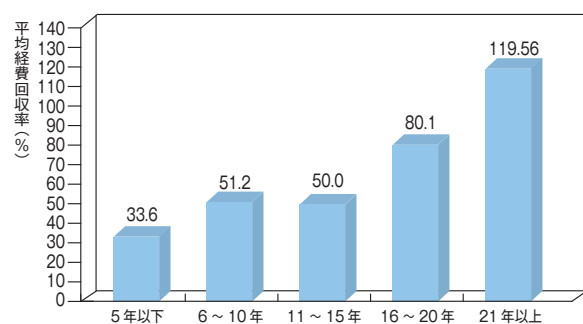
(1) 市町村別



市町村立病院の経常収支比率



(2) 供用開始経過年数別



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を割り込んでいる場合は費用が収益を上回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100 (\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費（維持管理費及び資本費）に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= (\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100 (\%)$$

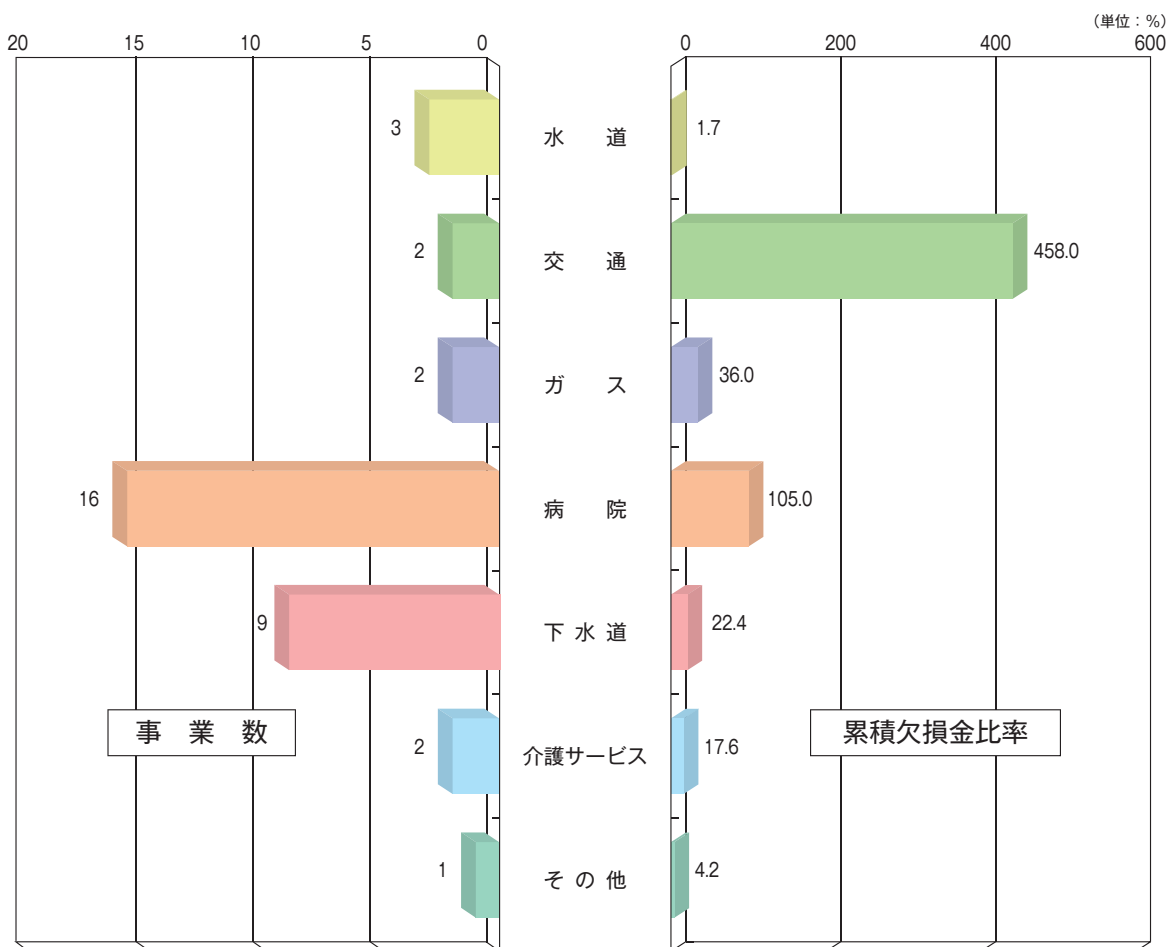
●累積欠損金の状況

平成27年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は35事業で、累積欠損金の額は1,945億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が16事業と最も多く、下水道事業が9事業、上水道事業（簡易水道事業を含む。）が3事業、交通事業、ガス事業、介護サービス事業が各2事業、その他事業が1事業となっています。

下記のグラフは、累積欠損金を有する事業の事業別の状況と累積欠損金比率を表したのですが交通事業や病院事業の比率が高い状況です。

累積欠損金を有する事業数・累積欠損金比率



—用語解説—

累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものです。

累積欠損金比率 事業体の経営状況が健全な状態にあるかどうかを累積欠損金の有無により把握しようとするもので、営業収益に対する累積欠損金の割合のことです。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。※算定式については裏表紙参照

平成27年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

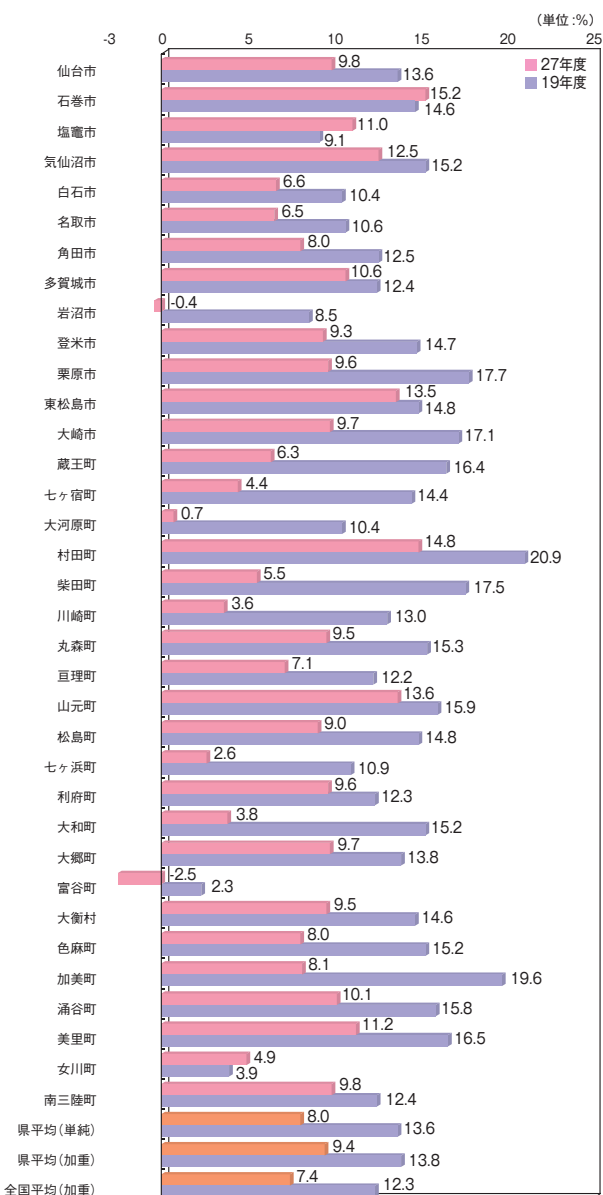
実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

赤字団体はありませんでした。

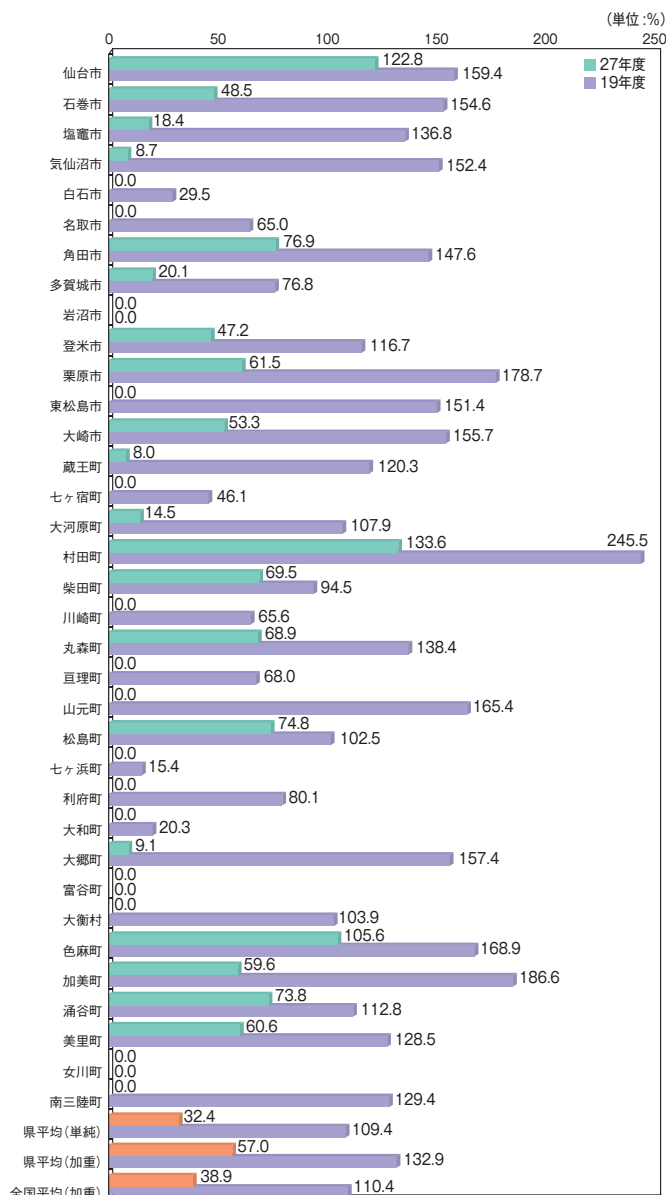
連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%）

赤字団体はありませんでした。

実質公債費比率 （早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）



将来負担比率 （早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%）

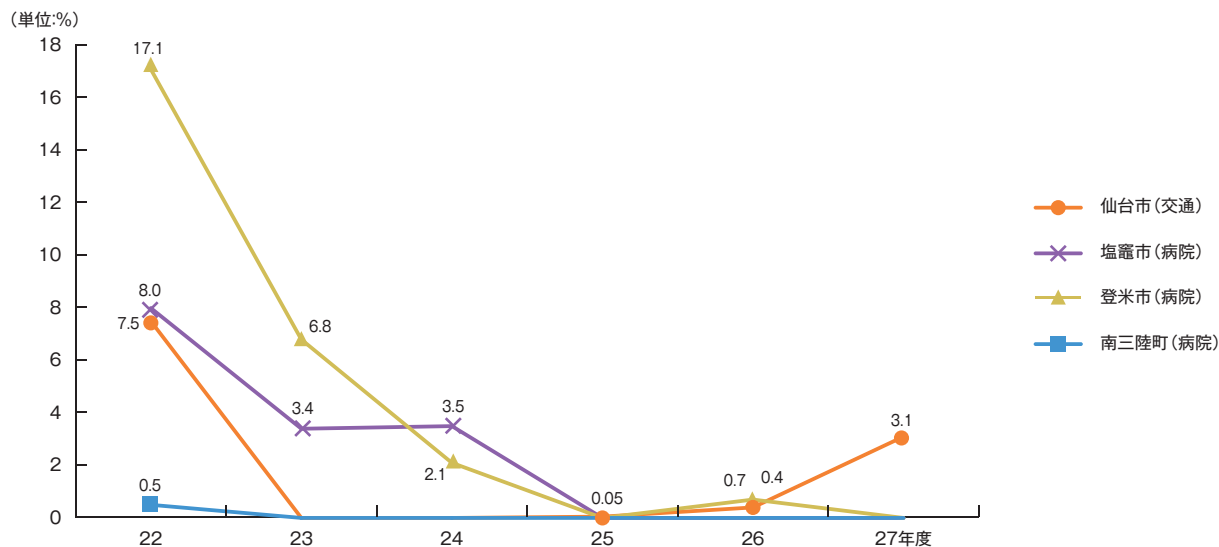


※棒グラフ及び表内の数値は上段が平成27年度数値、下段が平成19年度数値を表しています。
 ※単純平均の算出に当たり、将来負担額が0以下の団体は、将来負担比率を0として計算しています。

資金不足比率（経営健全化基準 20%）

35市町村、5 一部事務組合（企業団）の154会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った事業はありませんでした。なお、資金不足額があったのは1事業であり、仙台市の自動車運送事業でした。

資金不足比率の推移



※平成22年度以降、資金不足額があった事業について表示しています。
※数値の表記がない年度は、資金不足額がなかったことを表しています。

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P. 2参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債の許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

早期健全化基準 地方公共団体の財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

第2部 市町村ごとの財政指標

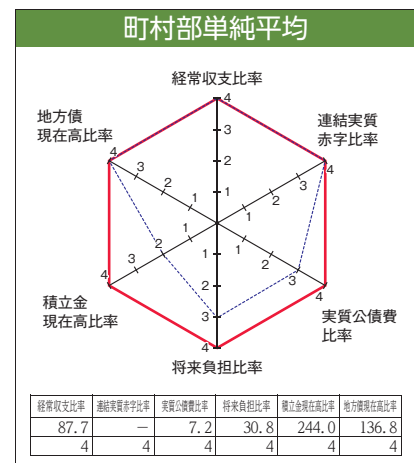
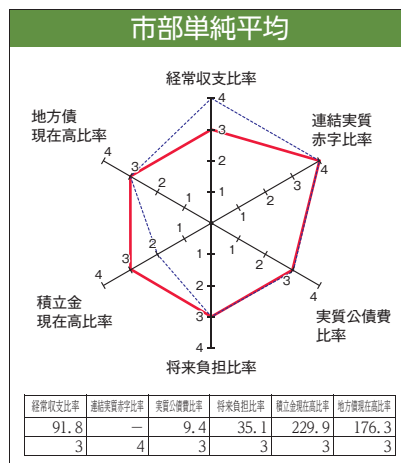
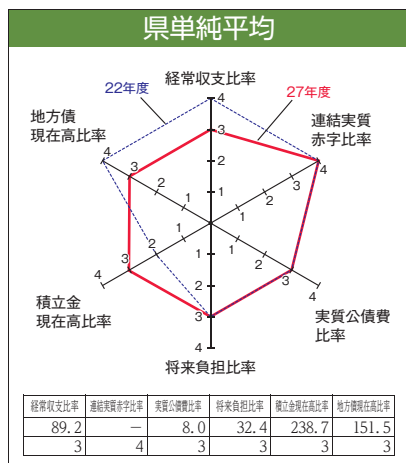
市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

- ここでは、市町村の財政状況を表す6種類の財政指標（①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤積立金現在高比率、⑥地方債現在高比率）を4段階に分類し、レーダーチャートで示しています。
- 財政指標を見る場合、①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率は市町村財政の現況を表すものとして、④将来負担比率は市町村財政の将来の姿を予測するものとして、⑤積立金現在高比率及び⑥地方債現在高比率は現時点及び将来にわたっての財源の蓄えと債務を表すものとして見てください。また、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は普通会計のみならず、公営企業会計等も含めた財政指標であり、市町村の財政状況を全体的に捉えています。
- レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな六角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。特に、復興交付金基金等の残高が大きいことにより、大規模な復旧・復興事業を施行している団体の積立金現在高比率や将来負担比率が良く見えやすい点に注意が必要です。

	4	3	2	1
経常収支比率	県単純平均(89.2%)未満	県単純平均(89.2%)以上 95.0%未満	95.0%以上 100.0%未満	100.0%以上
連結実質赤字比率	赤字が発生していない		早期健全化基準(団体によって異なる)未満 の赤字が発生している	早期健全化基準以上
実質公債費比率	県単純平均(8.0%)未満	県単純平均(8.0%)以上 地方債許可制移行基準(18.0%)未満	地方債許可制移行基準(18.0%)以上 早期健全化基準(25.0%)未満	早期健全化基準(25.0%)以上
将来負担比率	県単純平均(32.4%)未満	県単純平均(32.4%)以上 200.0%未満	200.0%以上 早期健全化基準(350.0%)未満	早期健全化基準(350.0%)以上
積立金現在高比率	県単純平均(238.7%)より大きい	県単純平均(238.7%)以下 119.4%より大きい	119.4%以下 5.0%より大きい	5.0%以下
地方債現在高比率	県単純平均(151.5%)未満	県単純平均(151.5%)以上 200.0%未満	200.0%以上 300.0%未満	300.0%以上

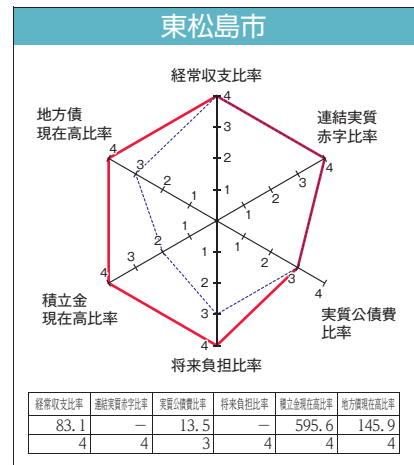
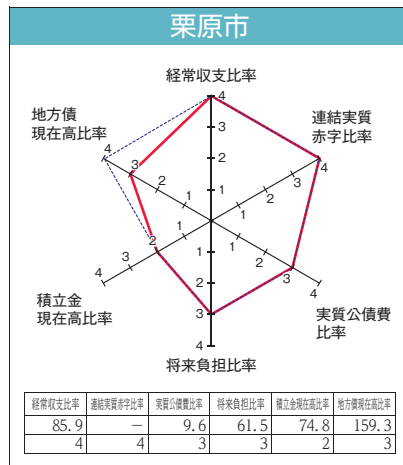
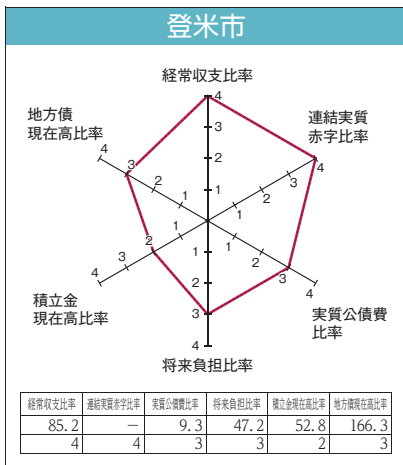
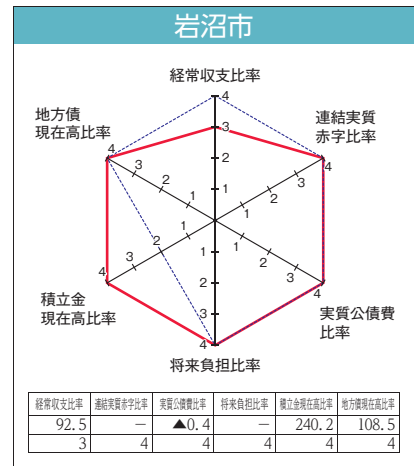
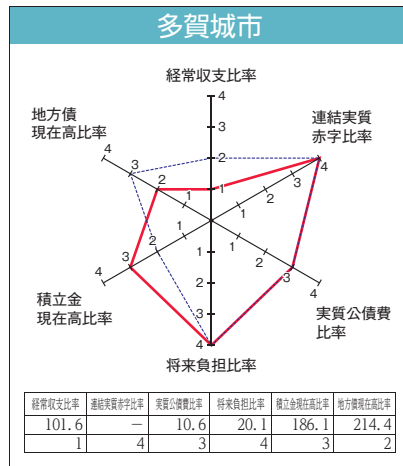
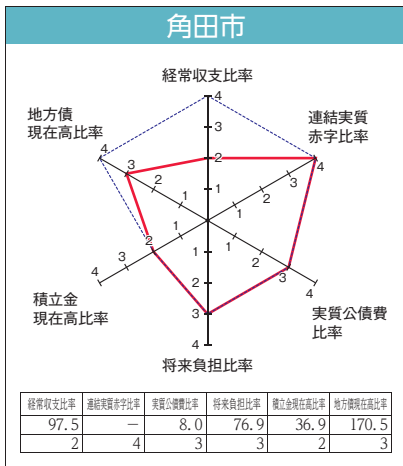
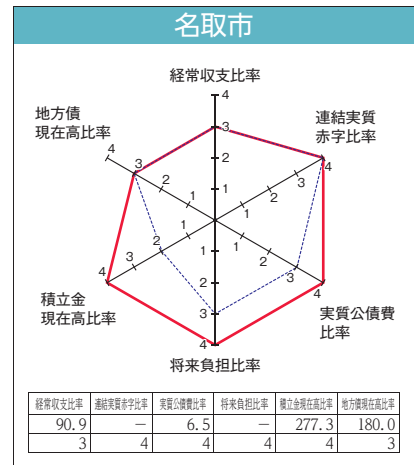
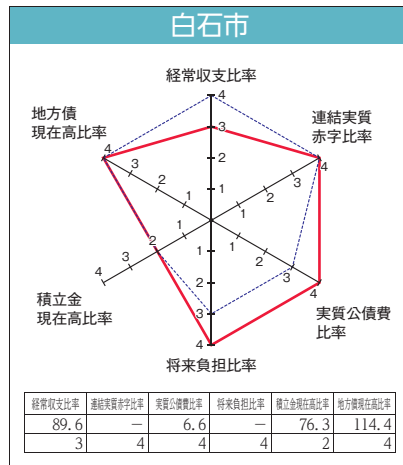
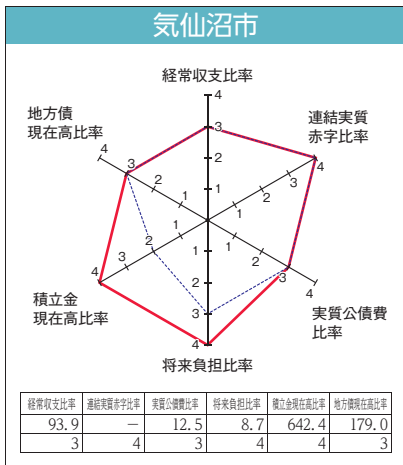
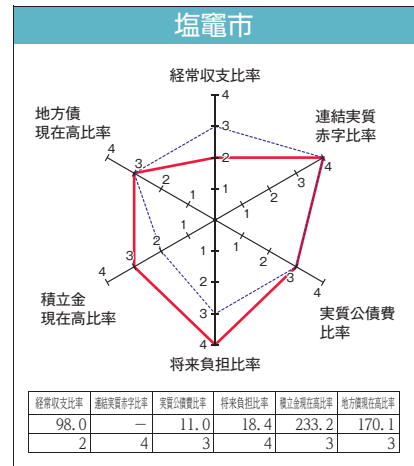
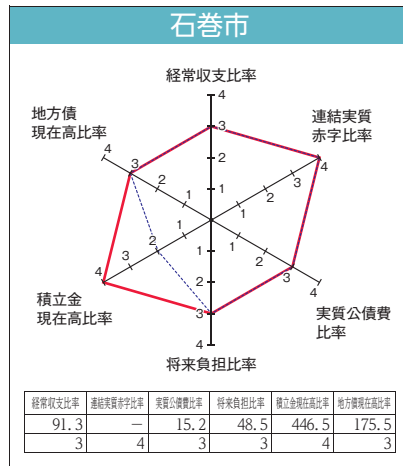
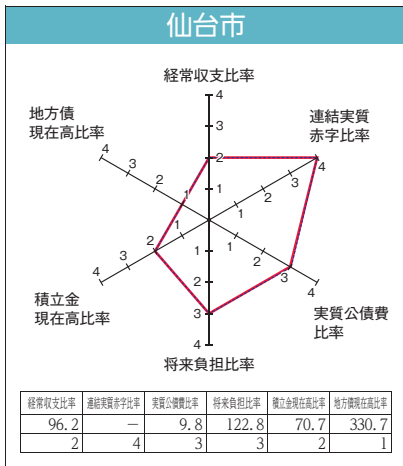
※平成22年度決算から、起債制限比率の算定を行わなくなったため、地方債現在高比率を新たな指標として用いています。

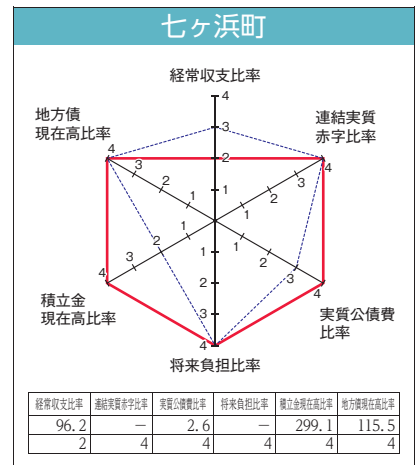
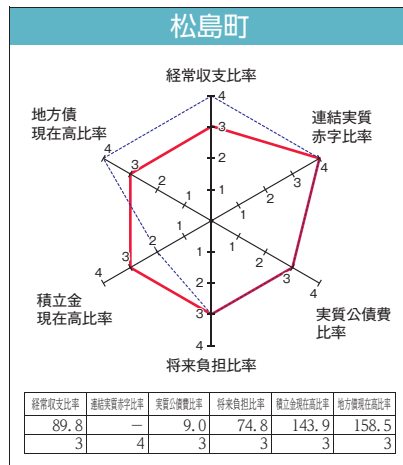
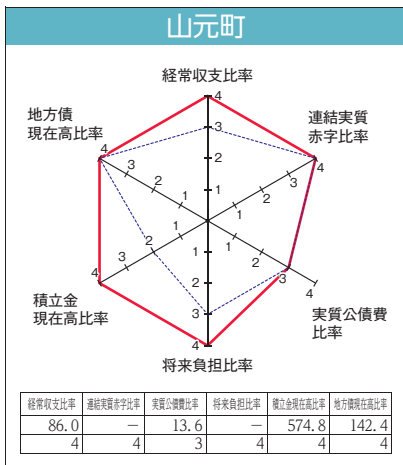
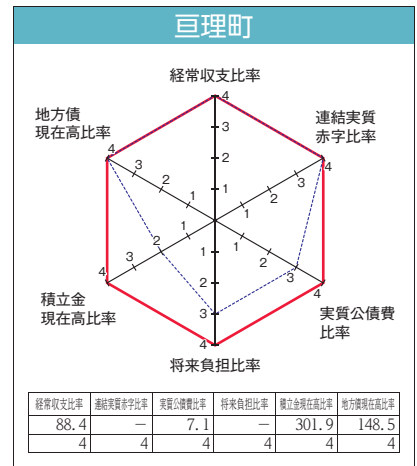
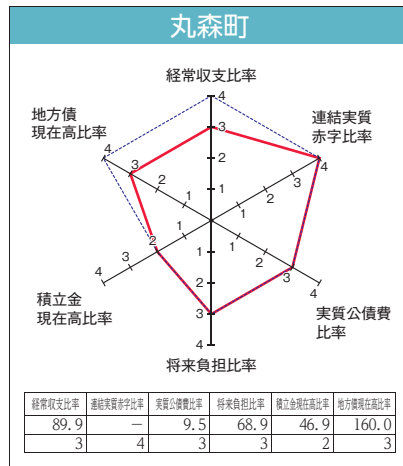
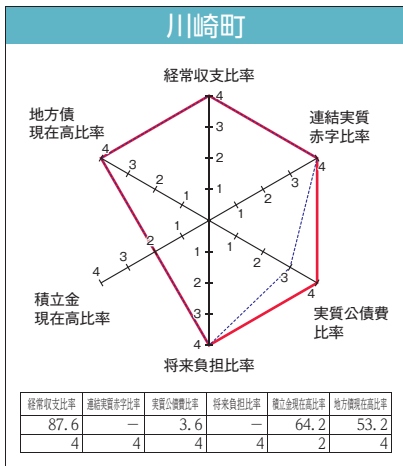
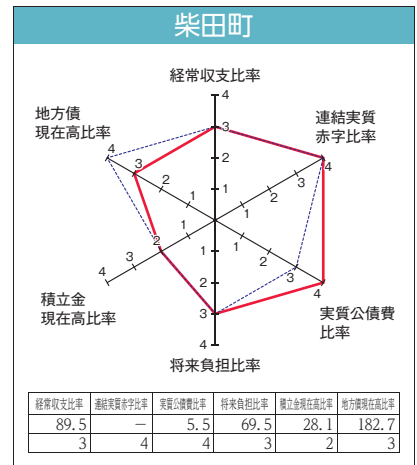
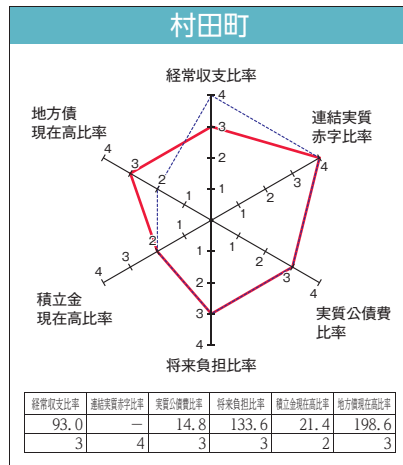
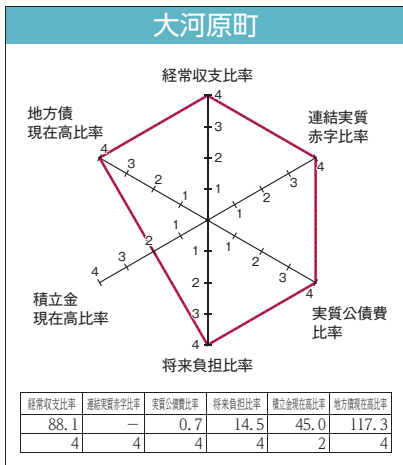
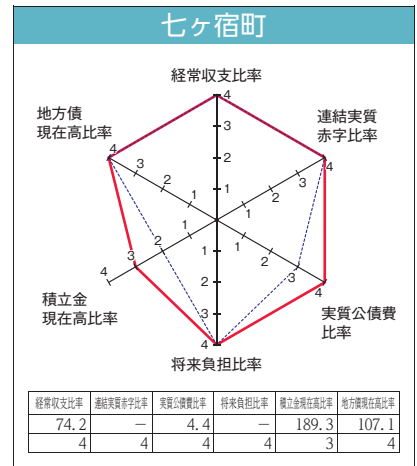
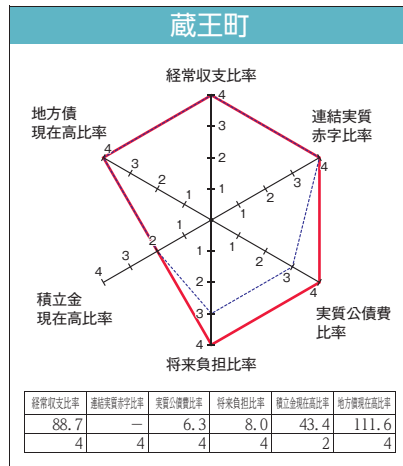
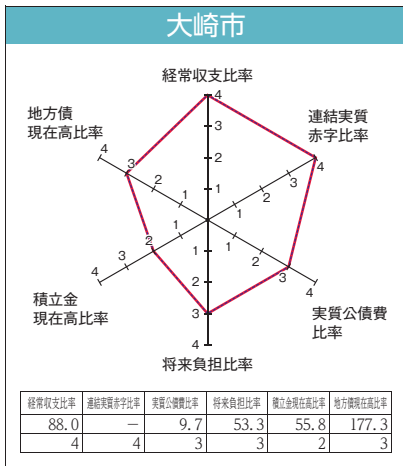
※上記の財政指標の基準として、主に平成27年度の県単純平均の数値を用い設定しています。各々のレーダーチャートは、県内における相対的な位置づけを示すものとなっています。

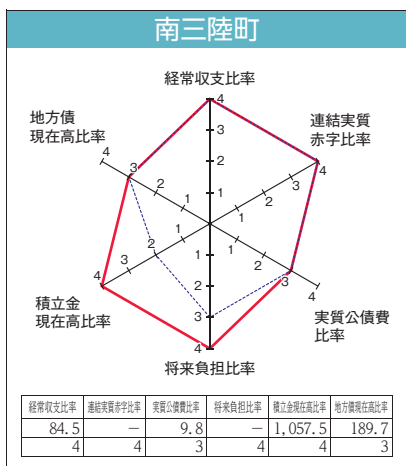
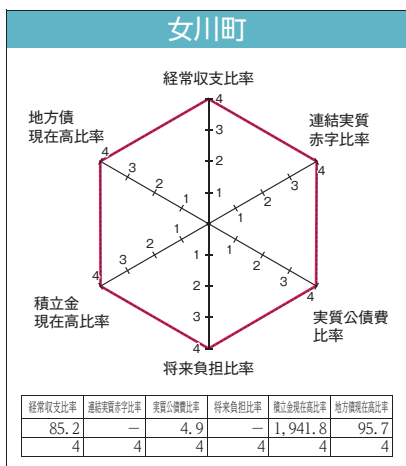
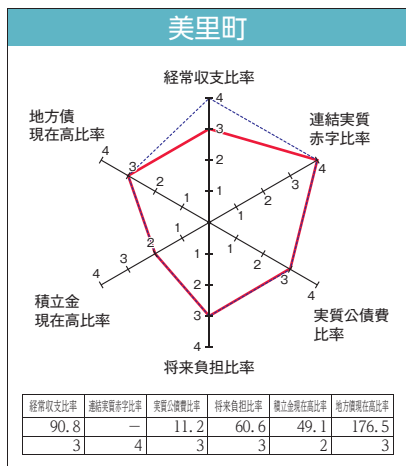
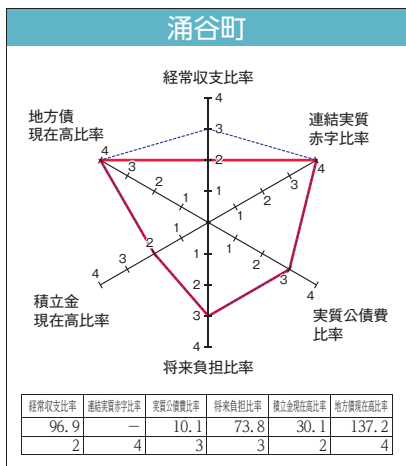
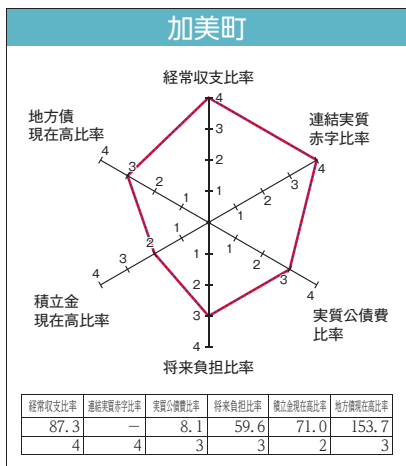
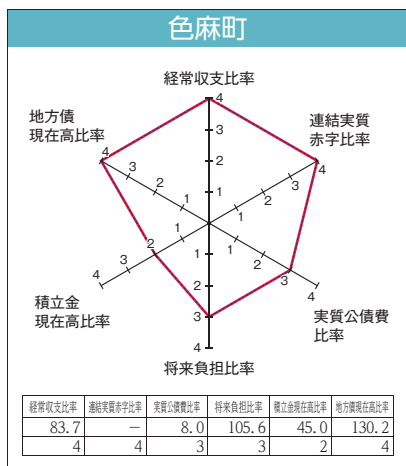
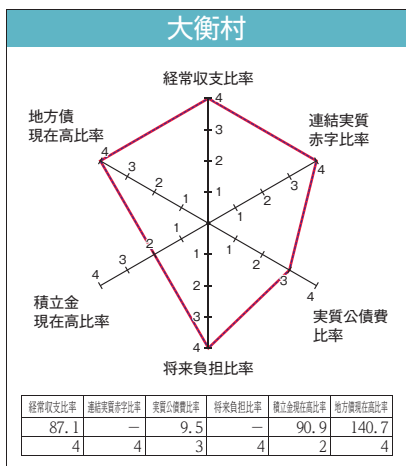
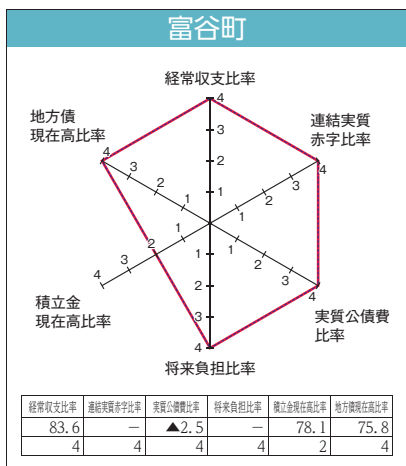
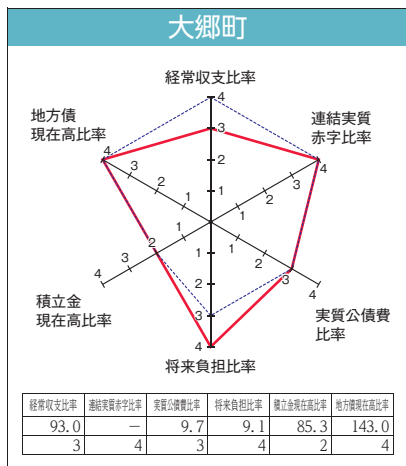
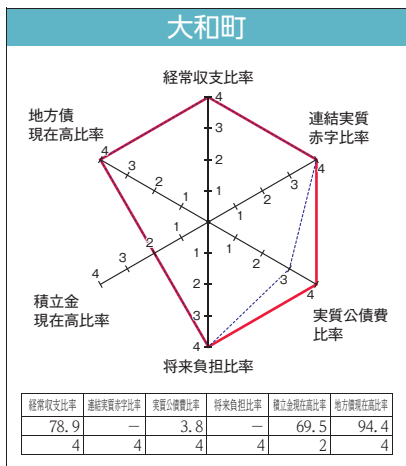
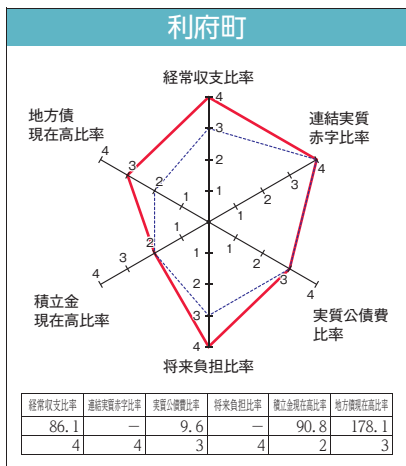


用語解説

地方債現在高比率 地方債現在高を標準財政規模で除して得た数値です。地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、低いほど将来にわたる地方債の負担が小さいということがいえます。







健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30%
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \\ & (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100 \text{の3カ年平均}$$

趣旨：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ & \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

趣旨：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

趣旨：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



この冊子は640部作成し、
一部当たりの印刷単価は270円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話：022-211-2336
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/>